

長野市次世代育成支援行動計画
(後期行動計画)

素 案

平成 21 年 11 月

はじめに

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 2 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間 | 3 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 4 |
| 1 基本理念 | 4 |
| 2 基本的な視点 | 4 |
| 3 家庭・地域・事業者・市の役割と責務 | 6 |
| 4 計画全体の目標 | 7 |
| 5 施策体系 | 8 |
| 第3章 後期行動計画における重点的な取り組み | 10 |
| 重点1 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み | 10 |
| 重点2 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進 | 12 |
| 重点3 子どもの安全と人権を守るための取り組み | 14 |
| 第4章 施策の展開 | 16 |
| 基本方針1 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 16 |
| ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し | 16 |
| イ 仕事と子育ての両立の推進 | 20 |
| 基本方針2 地域における子育ての支援 | 24 |
| ア 地域における子育て支援サービスの充実 | 24 |
| イ 児童の健全育成 | 28 |
| ウ 子育て支援のネットワークづくり | 32 |
| 基本方針3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 34 |
| ア 子どもや母親の健康の確保 | 34 |
| イ 「食育」の推進 | 40 |
| ウ 思春期保健対策の充実 | 44 |
| エ 小児医療の充実 | 46 |
| オ 不妊に対する支援 | 48 |
| 基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 50 |
| ア 次代の親の育成 | 50 |
| イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校における教育環境等の整備 | 52 |

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| ウ | 家庭や地域の教育力の向上 | 56 |
| エ | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 60 |
| 基本方針 5 | 子育てを支援する生活環境の整備 | 62 |
| ア | 安全・安心なまちづくりの推進 | 62 |
| 基本方針 6 | 子ども等の安全の確保 | 66 |
| ア | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | 66 |
| イ | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 68 |
| ウ | 被害に遭った子どもの保護の推進 | 70 |
| 基本方針 7 | 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | 72 |
| ア | 児童虐待防止対策の充実 | 72 |
| イ | 母子家庭等の自立支援の推進 | 76 |
| ウ | 障害児施策の充実 | 78 |
| エ | その他 | 82 |
| 第 5 章 | 計画の推進体制 | 84 |

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年の急速な少子化、核家族化の進行やその背景にある個人のライフスタイルや価値観の変化は、子どもや家庭を取り巻く環境に大きな変化をもたらしています。

こうした急速な少子化の流れを変え、また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。本市ではこの法律に基づき、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間を計画期間とする「長野市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭や地域住民、企業、サービス提供事業者、そして行政が連携し、安心して子どもを産むことができ、そして子どもが健やかに育つことのできる社会を目指してきました。

この次世代育成支援行動計画は、平成 21 年度までを「前期行動計画」とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとしています。そこで、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を勘案し、前期行動計画の実施状況を評価しつつ、「後期行動計画」を策定し、本市がめざす子育て・子育て環境づくりをよりいっそう効果的かつ効率的に推進していきます。

2 計画の位置付け

法的位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として策定された「長野市次世代育成支援行動計画」の「後期行動計画」として位置付けられます。

関連計画との整合性

本計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など各分野における子育て・子育て支援施策が関わる総合的な次世代育成指針となります。したがって、本市の総合的なまちづくりの指針である「第四次長野市総合計画」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を図りながら策定します。

| |
|--|
| |
|--|

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

| | 平成 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 年度 |
|----------------|----|--------|----|----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | |
| 長野市次世代育成支援行動計画 | | 前期行動計画 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 見直し | 後期行動計画 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

計画における基本理念を以下のとおりとします。

「子どもたちが健やかに生まれ育ち、
次の世代を担う子どもたちを育むために」

将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、子育て・子育てを社会全体で支援するとともに、子どもを産み、育てることへの喜びを実感することができる家庭と社会の実現を目指します。

2 基本的な視点

計画を策定する上での基本的視点を以下のとおりとします。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した計画とします。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものとの認識のもと、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や価値観の多様化に伴う多様な個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供基盤の整備を推進します。

(4) 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの基本的認識のもと、行政はもとより企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むための施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みとして、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和が実現できる社会づくりを推進します。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点から取り組みを推進します。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する様々な活動を行う地域活動団体や関係機関、民間事業者等、地域の社会資源と十分連携・協力しながら取り組みを推進します。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるための供給基盤の確保および質の確保を図ります。

(9) 地域特性の視点

長野市の特性を踏まえ、地域の実情に応じた計画とします。

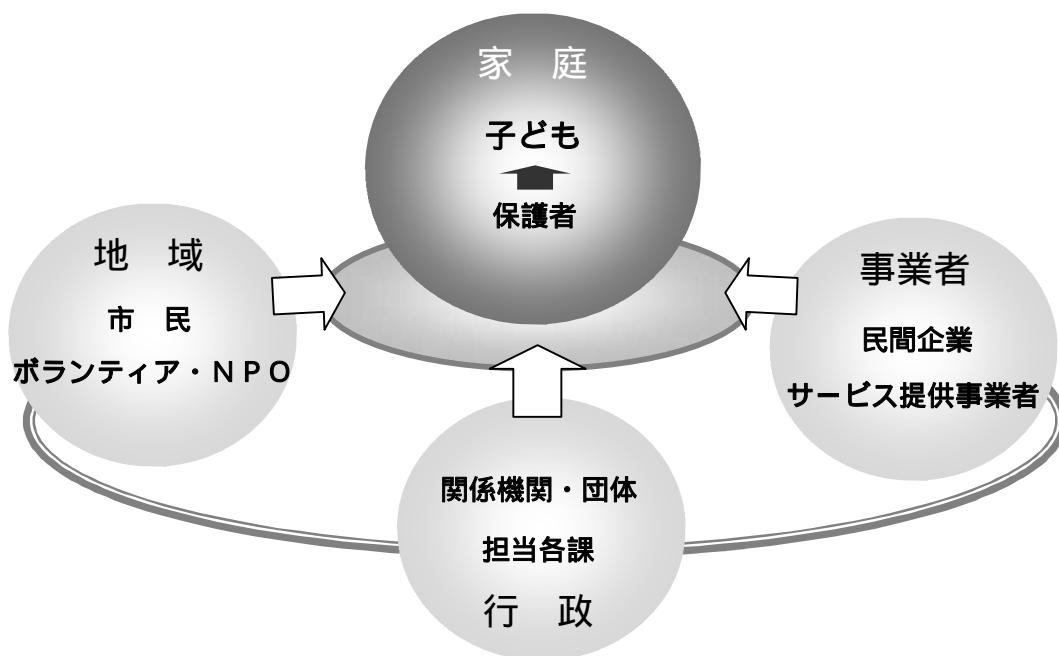
3 家庭・地域・事業者・市の役割と責務

子育ては、家庭が第一義的責任を有するものですが、そこでは、さまざまな不安や負担を感じることがあります。

しかし、子どもを産み育てていくことは、それらの不安や負担よりも大きな喜びがあるはずです。そして、日々成長していく子どもとともに、親も一緒に成長していくことができれば、こんなに素晴らしいことはありません。

この計画は、子育てを家庭だけの問題に終らせることなく、行政はもちろんのこと、社会が一体となって進めていくものです。

社会が子育てを助けることにより、家庭での子育てがより有意義なものとなり、社会の宝である子どもたちが健やかに育っていくことができるよう、この計画を推進していきます。



4 計画全体の目標

本計画の成果を定量的に測定する指標として、成果指標を設定します。この指標は、本計画が目指す基本理念の達成度を定量的に評価するための全体目標です。

指標1 子育てが「楽しい」と感じる親を増やす

| | | H20年度 | H25年度 |
|--------------------------------------|---------|-------|-------|
| 楽しいと感じる人の割合 (とても楽しい+楽しいと感じることが多い) | 就学前児童調査 | 74.1% | 80%以上 |
| | 小学生児童調査 | 71.7% | 77%以上 |

【出典】子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度

指標2 子育てに「非常に不安や負担」を感じる親を減らす

| | | H20年度 | H25年度 |
|------------------|---------|-------|-------|
| 非常に不安や負担を感じる人の割合 | 就学前児童調査 | 10.1% | 5%以下 |
| | 小学生児童調査 | 9.9% | 4%以下 |

【出典】子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度

(参考) H15年度 就学前 7.9%、小学生 8.7%

指標3 本市の合計特殊出生率を上げる

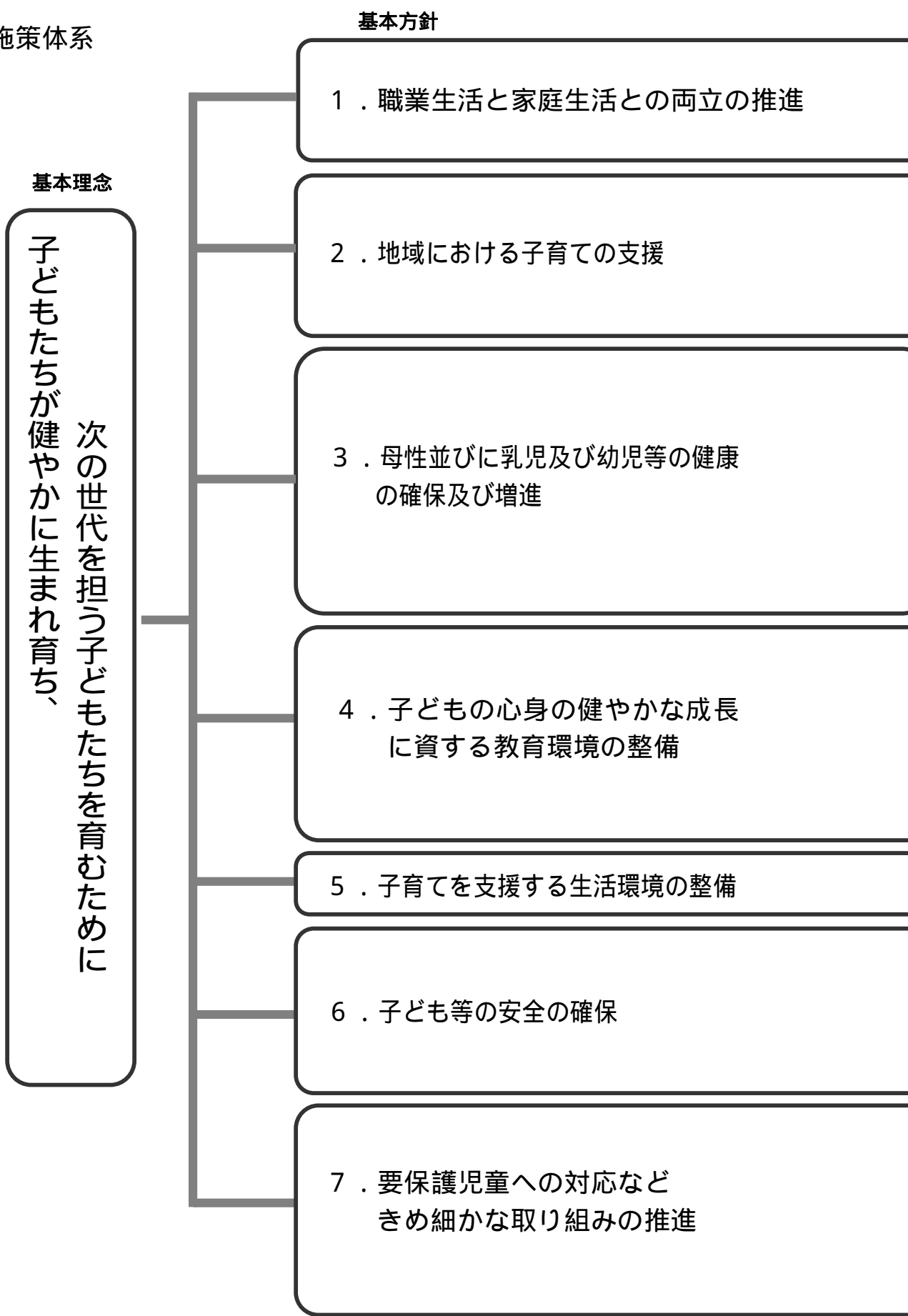
| | H15～H19年 | H20～H24年 |
|-------------|----------|----------|
| 長野市の合計特殊出生率 | 1.43 | 1.50 |

【出典】保健所・市区町村別合計特殊出生率・標準化死亡比(H15～H19年)

(参考) H15～H19年 長野県 1.50 全国 1.31

合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの数。特に市町村規模の場合は、転入・転出等各年によって大きな変動があることから、より安定した数値とするため、5年間にわたる出産可能年齢人口(15歳～49歳の女性)の平均値を元に算出しています。

5 施策体系



基本施策

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

イ 仕事と子育ての両立の推進

ア 地域における子育て支援サービスの充実

イ 児童の健全育成

ウ 子育て支援のネットワークづくり

ア 子どもや母親の健康の確保

イ 「食育」の推進

ウ 思春期保健対策の充実

エ 小児医療の充実

オ 不妊に対する支援

ア 次代の親の育成

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校における教育環境等の整備

ウ 家庭や地域の教育力の向上

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 安全・安心なまちづくりの推進

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

ア 児童虐待防止対策の充実

イ 母子家庭等の自立支援の推進

ウ 障害児施策の充実

エ その他

重点的な取り組み

重点 1

仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

子育てを応援する企業に対する支援の充実
働き方の見直し
若年者の就労支援
多様な働き方を支える
保育サービスの充実

重点 2

地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

さまざまな体験を通じた「子育て」および「次代の親の育成」の推進
地域活動を支えるリーダー・指導者の育成・確保
地域活動の活性化支援とネットワーク形成の促進

重点 3

子どもの安全と人権を守るための取り組み

子どもの安全と人権を守るための体制強化
子どもや親の悩みや不安を受け止める体制づくり
子どもに関わる従事者等の専門性の向上

第3章 後期行動計画における重点的な取り組み

重点1 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

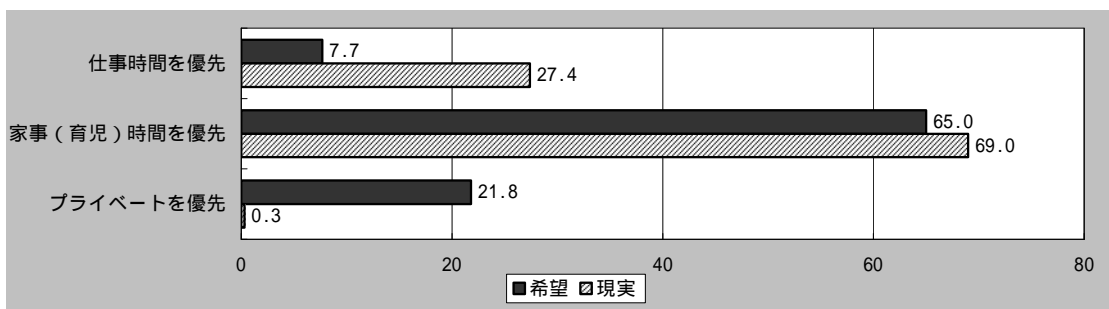
[取り組みの背景]

市が平成20年度に実施した小学生以下の子どもがいる世帯へのニーズ調査の結果をみると、共働き家庭が増加し、仕事と子育ての両立が進んでいますが、その負担の多くは母親にかかっているという実態がうかがわれます。一方、もっと育児に関わりたくても会社や周りの理解が得られず、仕事が優先になってしまう男性が多いのも現実です。さらに、近年の経済不況の中、就労による経済的自立が果たせず、結婚に踏み切れない若者も増えてきています。

国は、こうした理想と現実とのギャップを埋めるため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を定め、その内容を『子どもと家族を応援する日本』重点戦略の柱の一つとして掲げています。

前期計画では、基本方針1として「職業生活と家庭生活との両立の推進」に取り組んでいますが、平成21年度に市が実施した子育て関係団体へのアンケート調査でも、こうした仕事と子育ての両立支援は最優先課題として挙げられており、子育て支援の大きな柱としてその重要性はますます高くなっています。

[仕事時間と生活時間の優先度]



（子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度）

[地域の子育て環境において今後5年間で充実すべきこと]

| | | |
|---|--------------------|------|
| 1 | 仕事と子育ての両立の推進 | 219P |
| 2 | 男女ともに働きやすい環境の整備 | 187P |
| 3 | 地域における子育て支援サービスの充実 | 178P |
| 4 | 児童の健全育成 | 153P |
| 5 | 学校における教育環境等の整備 | 146P |

優先順位1 10ポイント、順位2 9ポイント・・・順位10 1ポイントとして換算

（次世代育成支援行動計画策定のための団体アンケート調査 平成21年度）

[具体的な取り組み]

1-1 子育てを応援する企業に対する支援の充実

仕事と子育てが両立できる環境整備を促進するため、子育て支援に積極的に取り組む事業所等の支援を拡充します。

主な事業

- ・子育て支援優良事業者表彰制度 (P18 事業 No2)
- ・子育て雇用安定奨励金交付事業 (P18 事業 No3)
- ・子育て支援優良事業者入札等優遇制度 (P18 事業 No6)

1-2 働き方の見直しの促進

事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現に対する意識啓発を図るとともに、男性・女性ともに働き方の見直しを促進します。

主な事業

- ・経済団体等との連携による事業主への意識啓発 (P18 事業 No1)

1-3 若年者の就労支援

若年者に対して就労を支援することにより、経済的自立を促進します。その中で、特に支援が必要な若年者への支援の充実を図ります。

主な事業

- ・特定求職者常用雇用促進奨励金制度 (P18 事業 No4)
- ・長野市若者自立支援ネットワーク会議の開催(若年者自立支援事業) (P18 事業 No5)

1-4 多様な働き方を支える保育サービスの充実

多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

主な事業

- ・延長保育促進事業 (P22 事業 No7)
- ・夜間保育事業 (P22 事業 No8)
- ・病児・病後児保育事業 (P22 事業 No9)
- ・一時預かり事業 (P22 事業 No10)

重点2 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

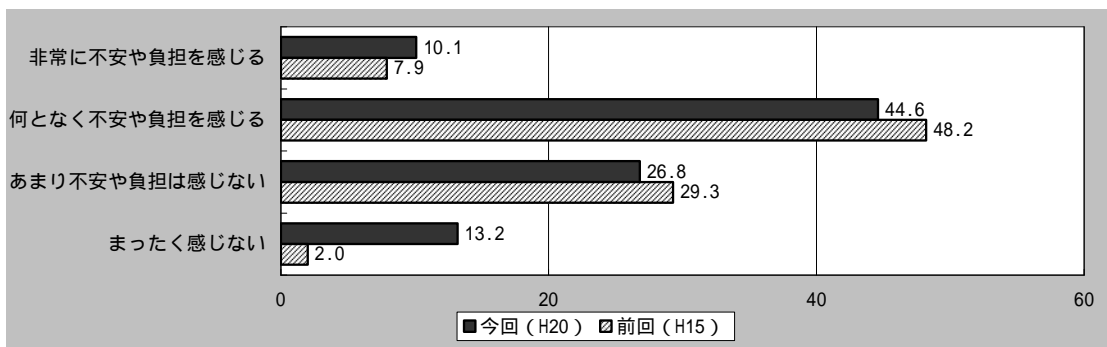
[取り組みの背景]

核家族化の急激な進展や近隣関係の希薄化などを背景に、子育ての孤立化や育児不安など子育てへの負担感が増大しています。ニーズ調査によると、子育てに対して「非常に不安や負担を感じる」と回答した人の割合は5年前と比べて増加しています。

子育て関係団体アンケートでも、子育て環境づくりにおいて優先的に取り組むべき施策として「地域における子育て支援サービスの充実」や「児童の健全育成」が上位となっており、その中で、行政の役割として「地域活動の拠点の充実」や「施設・事業に関する情報の積極的な公開」等が期待されており、地域社会の変化に対応しつつ、市民の自主的な活動を支援していくことで、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進することが求められています。

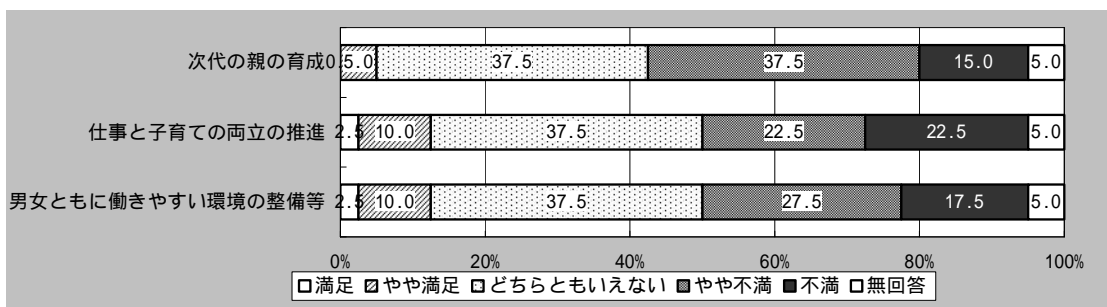
また、「次代の親の育成」の取り組みに対する不満度が高くなっています。子どもを生き育てることに夢や希望を持つことができ、実現できることを地域全体でどのように支えていけばよいのかが問われています。

[子育てに対する不安や負担について]



(子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度)

[市の子育て支援施策の満足度(不満度の高い上位3つ)]



(次世代育成支援行動計画策定のための団体アンケート調査 平成21年度)

[具体的な取り組み]

2-1 さまざまな体験を通じた「子育て」および「次代の親の育成」の推進

市民や事業所等が参画・協力し、さまざまな体験を通じて子どもの健やかな育ちと親になることへの意義や大切さを理解することができる取り組みを推進します。

主な事業

- ・放課後子どもプランの推進（P22、P30、P58 事業 No12、22、53）
- ・職業体験機会の創出（P50 事業 No41）
- ・乳幼児とふれあう機会の提供（P50 事業 No42）

2-2 地域活動を支えるリーダー・指導者の育成・確保

地域活動を支え、子どもたちを指導するリーダーや指導者の育成を図ります。

主な事業

- ・成人指導者養成（P30、P58 事業 No23、54）
- ・子ども会リーダー養成（P30、P58 事業 No24、55）

2-3 地域活動の活性化支援とネットワーク形成の促進

地域活動組織の自主的な活動の活性化と相互の連携による幅広い活動を支援するため、情報提供や交流の場づくりを行います。

主な事業

- ・子育て支援情報誌の作成（P32 事業 No25）
- ・地域活動団体のネットワーク化への支援（P32 事業 No26）
- ・長野市子育て情報ホームページの作成（P32 事業 No27）

重点3 子どもの安全と人権を守るための取り組み

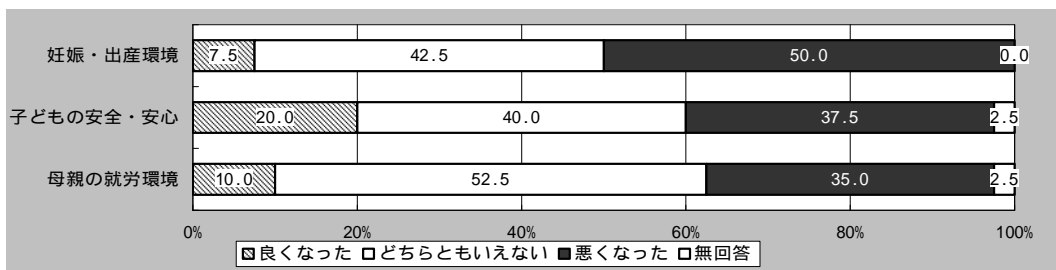
[取り組みの背景]

近年の子どもを取り巻く環境の変化により、子どもが犯罪被害に巻き込まれることを不安に感じる保護者が増え、団体アンケートでも子どもの安全・安心環境が「悪くなった」とする割合が高くなっています。また、いじめが社会問題化するとともに、不登校児童・生徒数も増加してきているなど、子どもが健やかに育つために保障されるべき安全と人権が脅かされる状況となっています。

『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』では、すべての子どもが差別されず、あらゆる虐待や搾取から保護されるべき権利を示しており、日本は1994年にこの条約を批准しています。

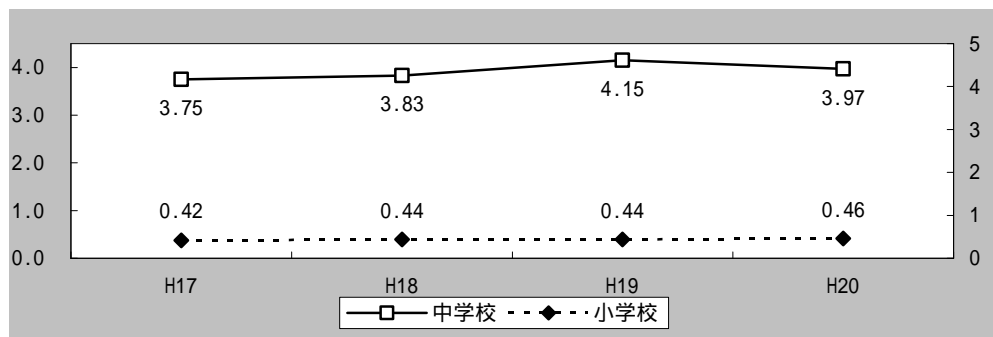
子どもの安全と人権を守るという視点から、さまざまな関係機関が連携して取り組んでいくとともに、子どもに携わる従事者の専門性の向上をより一層図っていくことが求められています。

[ここ5年間における子育て環境の変化について]



(次世代育成支援行動計画策定のための団体アンケート調査 平成21年度)

[不登校児童・生徒の出現率]



(市教育委員会調べ)

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）...守られるべき子どもの権利を定めた国際条約で、1989年に国連総会で採択された。

[具体的な取り組み]

3-1 子どもの安全と人権を守るための体制強化

子どもをいじめや児童虐待、犯罪被害等から守るため、関係機関の体制強化と連携による取り組みの充実を図ります。

主な事業

- ・長野市要保護児童対策地域協議会の運営（P72 事業 No63）
- ・児童虐待防止法の周知（新規、P72 事業 No67）

3-2 子どもや親の悩みや不安を受け止める体制づくり

いじめや不登校、児童虐待、犯罪被害等に悩んだり不安に感じている子どもや親が気軽に相談でき、解決に向けて共に取り組むことができる体制づくりを推進します。

主な事業

- ・地域子育て支援センター事業（重点 2-1 から移動、P26 事業 No15）
- ・養育支援訪問事業（P26、P72 事業 No14、65）
- ・家庭児童相談の実施（P26 事業 No17）
- ・心の教育推進（P50、P70 事業 No43、62）

3-3 子どもに関わる従事者等の専門性の向上

保健・医療・福祉・教育等の各分野の従事者や保護者等に対し、子どもの安全と人権にかかわる専門的な知識の普及と理解の促進を図ります。

主な事業

- ・児童虐待に対する専門性の向上（P72 事業 No66）

第4章 施策の展開

基本方針1 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現況と課題】

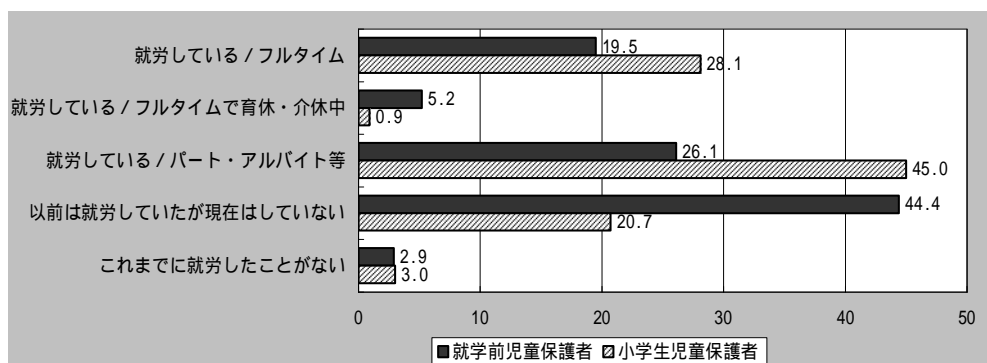
ニーズ調査の結果をみると、5年前と比べて母親が就労している割合が増えるなど、仕事と子育ての両立が進んでいる状況が見えますが、一方で、共働き家庭でも家事のほとんどを女性が担っている状況も伺えます。

もっと育児に関わりたい男性でも会社や周りの理解が得られず、仕事を優先せざるを得ない現実も見られることから、働き方の見直しと職場環境の整備が必要です。

大企業では可能な環境整備も、中小企業においては、実現は厳しいといった意見も聞かれており、中小企業を中心とした環境整備の促進が求められています。

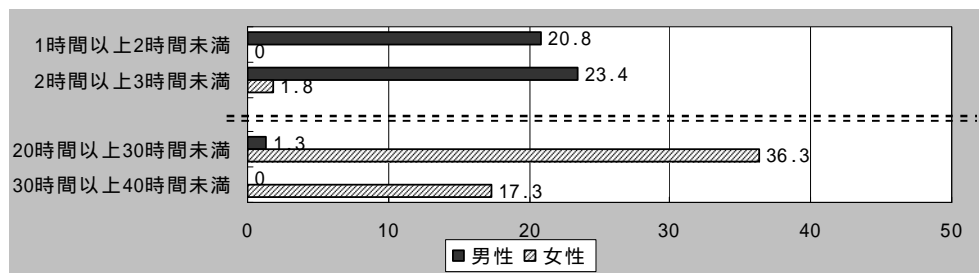
内閣府の調査によると、若年層では非正規従業員の割合が増加し、正社員に比べて結婚している割合が低くなってきており、若年者の経済的自立への支援も課題となっています。

[母親の就労状況]



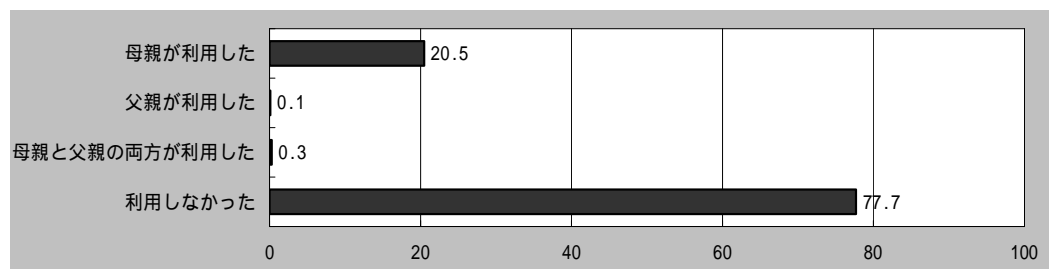
参考 平成15年度調査 「就労している」44.0% (子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度)

[一週間で家事に費やす時間 (共働き)]



(男女共同参画に関する市民意識と実態調査 平成18年度)

[育児休業制度の利用の有無]



(子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度)

【施策の方向性】

事業主、特に中小企業経営者への子育て支援に対する意識啓発を図ります。

子育て家庭への支援の充実に取り組む企業等への積極的な支援や育児・介護休業制度など各種制度の周知により、実際に制度等を活用される職場環境づくりを促進します。

男性・女性ともに働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和が実現できる環境づくりを図ります。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-----------------------------|--------------------|-------------------|------------|
| 生活時間の優先度における希望と現実とのギャップ 1 | 17.5% | 12%以下 | ニーズ調査(就学前) |
| 25～44歳の女性労働力率 | 69.3% (H17) | 75%以上 (H27) | 国勢調査 |
| 子育てに関し「配偶者の協力が少ない」と回答した人の割合 | 前 13.4% 小 10.7% | 前 12%以下 小 9%以下 | ニーズ調査 |
| 施策に対する市民満足度 2 | (12.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

1 「家事(育児)を優先」及び「プライベートを優先」の回答割合の「希望」-「現実」

2 「満足」+「やや満足」の割合。H20年度は子育て関係団体アンケート調査の結果。(以下の施策も同様)

前...就学前児童保護者 小...小学生児童保護者

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み、新 = 新規事業)

| | 事業名 | 事業概要 |
|--------|-----------------------|---|
| 1 | 経済団体等との連携による事業主への意識啓発 | ・経済団体と連携し、事業所に対して出前講座を実施し、育児休業や介護休業制度等の周知を図ります。 |
| 新 2 | 子育て支援優良事業者表彰制度 | ・育児休業制度を取り入れる等、子育てしやすい職場環境づくりを積極的に行う事業者を表彰する制度の導入を検討します。 |
| 3 | 子育て雇用安定奨励金交付事業 | ・仕事と子育ての両立を支援する制度を実施した中小企業者に対し、奨励金を交付し働きやすい雇用環境づくりを支援します。 |
| 4 | 特定求職者雇用促進奨励金制度 | ・特定求職者（若年者、障害者、母子家庭の母等）の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。 |
| 5 | 長野市若者自立支援ネットワーク会議の開催 | ・関係機関と若年者の職業的自立に関する情報交換及び事業の連携を図るとともに、「ながの若者サポートステーション」の運営を支援します。 |
| 新 6 | 子育て支援優良事業者入札等優遇制度 | ・子育てしやすい職場環境づくりを積極的に行う事業者を対象として、市で実施する入札等で優遇する制度を検討します。 |

【主な継続事業】

| | |
|-------------------|--|
| 働く女性への保護・支援 | 結婚・育児等で離職した女性のための再就職に関する講座や就業意識等に関する相談事業を実施し、女性の就業を支援します。 勤労青少年ホーム等において、再就職や転職に役立つ就労支援講座を開催します。 |
| 労働相談の開催 | 雇用や労働条件など労働問題全般について、社会保険労務士が相談に応じます。 |
| 若年者職業相談窓口の開設 | もんぜんぷら座の相談窓口において、若年者及びその家族を対象に就職・職業に関する相談支援を行います。 |
| 長野市農村女性プランの推進 | 農村女性が能力を十分に発揮できる農村社会の実現を図るため、「長野市農村女性プラン」を推進します。 |
| 一般事業主行動計画の策定促進 | 広報及び関係機関を通じて、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の周知、啓発を実施します。 |
| 家庭における男女共同参画意識の普及 | 家庭での性別による固定的な役割分担意識を是正するための啓発を実施します。 |

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|---------------|----------|----------|----------|---------|
| 出前講座開催回数 | 未実施 | 0回 | 7回 | 保育家庭支援課 |
| 優良事業者表彰数(累計) | 未実施 | 未実施 | 8事業者 | 保育家庭支援課 |
| 交付事業所数 | 未実施 | 4事業所 | 6事業所 | 産業政策課 |
| 交付件数 | 14件 | 8件 | 20件 | 産業政策課 |
| ネットワーク会議の開催回数 | 未実施 | 1回 | 2回 | 産業政策課 |
| 事業実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 契約課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・男性も女性も、家族の団らんや趣味、地域活動の時間を大切にする。 ・家族がお互いを信頼し、協力して家事や子育てをする。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを連れてくる親を温かく見守り、気軽に声をかける。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業や有給休暇などが取りやすい環境をつくる。 ・短時間労働など多様な働き方を可能にする。 ・女性や若年者を積極的に雇用し、能力発揮の場をつくる。 |

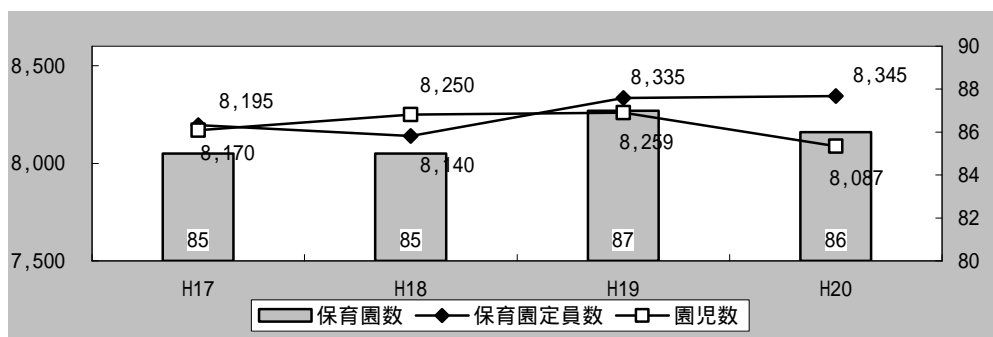
イ 仕事と子育ての両立の推進.

【現況と課題】

少子化に伴い、待機児童数は、ここ数年間ゼロになっている一方、ニーズ調査結果をみると、今後利用したい、あるいは不足していると思うサービスとして「保育園」が2番目に高い割合となっており、多様な保育ニーズへの対応が求められているといえます。

ニーズ調査では、「病児・病後児保育」に対するニーズは高く、病後児保育については、平成19年6月から長野赤十字病院に設置されていますが、十分活用されているとはいえない状況であり、市民へのさらなる周知と利用しやすい体制づくりが必要です。

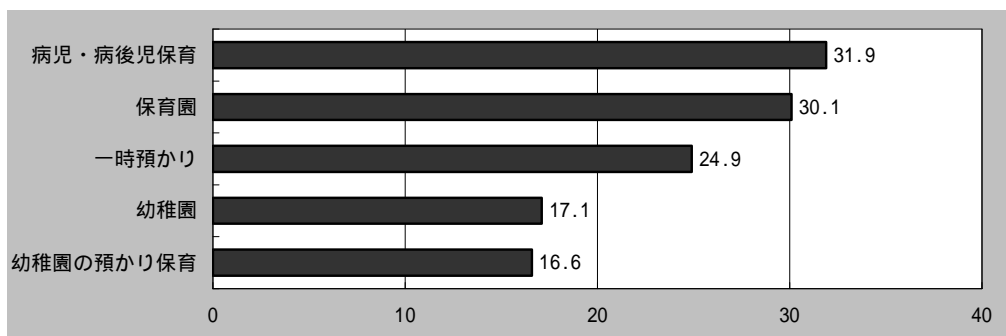
[保育園の定員および園児数の推移]



園児数には、市外の居住者も含む。

(市保育家庭支援課調べ)

[今は利用していないが利用したい、あるいは足りていないと思うサービス(上位5つ)]



(子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度)

【施策の方向性】

引き続き、待機児童ゼロを目指すとともに、定員の見直しなど適正規模・適正配置を検討し、保育サービスの向上を図ります。

通常保育以外の多様な保育サービスについては、ニーズや利用状況に応じた整備を図るとともに、市民への周知などにより利用を促進します。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|---|---------|------|---------------------|
| 保育サービスが利用できないことが理由で就労希望がありながら働いていない人の割合 | 10.6% | 5%以下 | ニーズ調査 (就学前児童保護者) |
| 保育所待機児童数 | 0人 | 0人 | 市統計データ |
| 施策に対する市民満足度 | (12.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

【主な重点事業・拡大事業】 (重点的な取り組み、新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|----------------------------|---|
| 7 | 延長保育促進事業 | ・保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園の開所時間を延長し、11時間を超える保育を行う園の導入を検討します。 |
| 8 | 夜間保育事業 | ・保護者の就労などにより、夜間においても保育が必要となる児童に対し保育を行う園の拡大を検討します。 |
| 9 | 病児・病後児保育事業 | ・病気の回復期に至らない児童(病児)や回復期の児童(病後児)について、専用のスペースで預かりを行う施設の拡大を検討します。 |
| 10 | 一時預かり事業 (一時保育促進事業) | ・保護者の疾病や災害等、また、保護者の育児負担を軽減するため、保育所において児童を一時的に預かる事業を実施する園の拡大を検討します。 |
| 11 | トワイライトステイ (子育て支援短期利用事業) | ・保護者が仕事等により、夜間や休日に養育が困難となった場合に、児童を児童福祉施設に入所させ、生活指導や食事の提供等を行います。 |
| 12 | 放課後子どもプランの推進 | ・留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする「放課後子どもプラン」を推進し、放課後等における子どもの居場所の確保と地域交流を促進します。 |
| 新13 | 新・公立保育所アクションプランの作成 | ・多様なニーズに応え、地域の子育て支援の拠点として次世代育成の中心的な役割を果たす保育所になるための計画を作成します。 |

【主な継続事業】

| | |
|--------------|--|
| 通常保育事業 | 多様化する保育需要に対応するため、適正な職員配置や職員の研修など保育所の質の向上を図り、子育てと就労の両立を支援します。 |
| 休日保育事業 | 保育園に入所している児童で、休日においても保育が必要となる児童の保育を実施します。 |
| 幼稚園預かり保育促進事業 | 幼稚園において通常の開園時間帯を超えて園児を預かる事業です。 |
| 障害児保育促進事業 | 保育園において障害を持つ児童の受け入れを行います。 |
| 幼稚園就園奨励費補助金 | 幼稚園に通園する児童の家庭に対し、保育料の一部を補助することにより、経済的な負担を軽減します。 |
| 第三者評価事業 | 保育所の提供するサービスの質を当事者(保育所及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を実施することにより、保育所の質的向上を図ります。 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|-----------------|----------|------------------|------------------|---------|
| 実施箇所数 | 40 園 | 49 園 | 54 園 | 保育家庭支援課 |
| 実施箇所数 | 1 園 | 1 園 | 2 園 | 保育家庭支援課 |
| 実施箇所数 | 未実施 | 1 箇所 | 2 箇所 | 保育家庭支援課 |
| 実施箇所数 延べ利用者数 | 8 園 | 10 園 13,925 人 | 13 園 19,000 人 | 保育家庭支援課 |
| 実施箇所数 | 未実施 | 0 施設 | 2 施設 | 保育家庭支援課 |
| 実施校区数 | 未実施 | 4 校区 | 全小学校区 (56 校区) | 生涯学習課 |
| プラン作成 | 未実施 | 未実施 | 作成 | 保育家庭支援課 |

ショートステイ

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を一時的に児童福祉施設に入所させ、子育てを支援します。

保育園施設整備促進事業

老朽化した園舎の改築や改修、耐震化などの施設整備を促進し、子どもたちの安全確保と保育環境の整備を図ります。

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | ・働き方にあわせたサービスについて積極的に情報収集する。 |
| 地 域 | |
| 事業者 | ・多様な保育サービスの提供体制を整備する。 ・提供している保育サービスについて、わかりやすく広報する。 |

基本方針2 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援サービスの充実

【現況と課題】

ニーズ調査の結果をみると、子育てに非常に不安や負担を感じる親の割合は前回調査から増加しています。

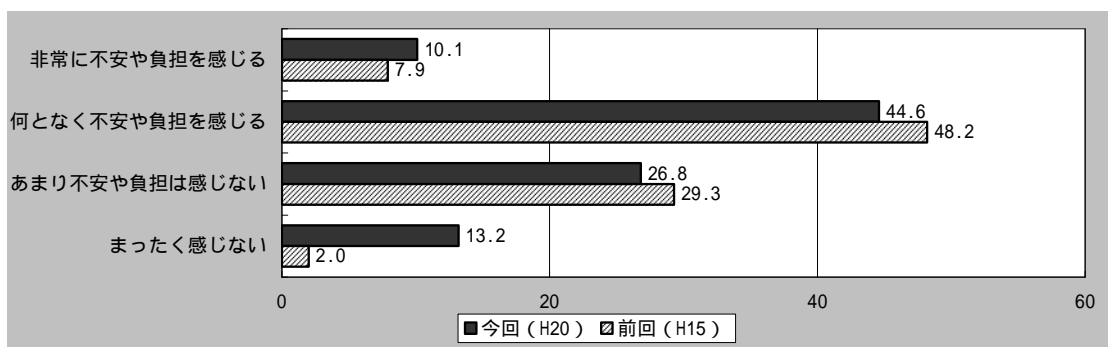
また、共働き家庭の増加や近年の子どもを取り巻く環境の変化等から、子どもが安心して遊ぶことのできる場の確保が求められています。

子育てに関する公的な相談機関の認知度・利用意向は高くなっていますが、実際の相談相手として利用している人は少なく、利用しやすい体制づくりが求められます。

自由意見では、親同士や地域住民とのつながりの必要性を訴える声も多くみられており、交流の場の充実が必要です。

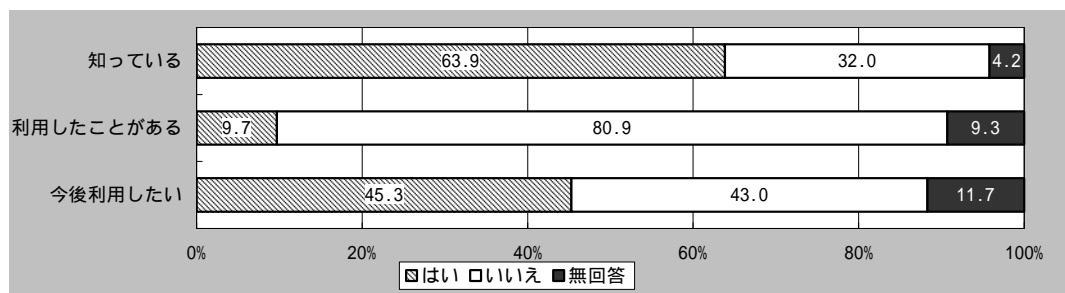
一方、地域に出てこない（出てこられない）孤立した家庭への支援として地道な家庭訪問が必要との意見もあり、人材を確保しながら訪問活動の充実を図っていく必要があります。

[子育てに対する不安や負担について]（再掲）



（子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度）

[子育ての相談窓口の認知度・利用度・利用意向]



(子育て支援に関するニーズ調査 平成 20 年度)

【施策の方向性】

地域資源を活かしながら、親同士が気軽に参加・交流できる場の充実を図ります。特に、「地域子育て支援センター」を保育園全園に設置し、すべての子育て家庭に対する活動の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センターの活性化を図ります。

また、家庭児童相談員の増員や民生委員・児童委員との連携により、孤立しがちな家庭への相談支援体制を強化します。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------------------|
| 地域子育て支援センターを利用したことがある人の割合 | 15.8% | 21%以上 | ニーズ調査 (就学前児童保護者) |
| ファミリー・サポート・センター会員間の育児支援活動年間件数 | 4,811 件 | 6,000 件以上 | 市統計データ |
| 施策に対する市民満足度 | (37.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

【主な重点事業・拡大事業】 (重点的な取り組み、新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|-----------------------|---|
| 14 | 養育支援訪問事業 | ・ 要支援児童等の居宅において、保健師等による技術支援や育児支援訪問員による育児や家事支援等を実施します。 |
| 15 | 地域子育て支援センター事業 | ・ 地域において子育て親子の交流の場の提供と交流を促進するとともに、子育て等に関する相談や講習会等を実施します。 |
| 16 | 保育園地域活動事業 | ・ 高齢者との交流や、卒園児・未就園児との交流などを通じ、保育園の機能を地域住民のために活用するとともに、児童の社会性を養います。 |
| 17 | 家庭児童相談の実施 | ・ 児童養育上の相談、家庭等の相談を受け、問題解決に向けた適切な指導を行うため、相談員の増員など体制の強化を検討します。 |
| 18 | 地域福祉推進事業 | ・ 地区ごとの地域福祉活動計画の策定・実行過程を通じて、地域における福祉意識の改革、福祉活動の担い手の発掘及び様々な福祉活動の開発・活性化を図ります。 |
| 新19 | 地域活動団体に対する活動支援 | ・ 子育てサークル等のネットワーク化の推進を継続し、また、ボランティアセンターに登録されているボランティアグループに対する支援に加え、地域で活動しているボランティアの把握や交流の場づくりを行うとともに、活動内容の周知を行うなど、活動を支援します。 |
| 20 | 「ファミリー・サポート・センター」運営事業 | ・ 子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）が、子育ての相互援助活動を行います。 |
| 新21 | ながの子育て家庭優待パスポート事業 | ・ 18歳までの子どもがいる世帯に対して、長野県内すべての協賛店からサービスを受けられるカードを配布します。 |

【主な継続事業】

| | |
|--------------|---|
| こども広場運営 | 主に0歳から3歳までの乳幼児をもつ子育て中の親子に交流、集いの場を提供するほか、子育て等に関する相談を受け付けます。 |
| 各種相談事業への支援 | 市社会福祉協議会を実施主体として、様々な相談に応じるとともに、専門機関等と連携をとりながら総合的に解決していただける相談活動を支援します。 |
| 小・中学校施設の社会開放 | スポーツを楽しむ場所として学校体育施設を開放し、親睦及び健康増進を図ります。 |
| 児童館の空き時間の開放 | 子育てサークル等での利用のため、運営に支障のない児童館・児童センターについて、平日の午前中等の開放を行います。 |

ア 地域における子育て支援サービスの充実

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 備 考 |
|----------------|----------|----------|------------------|---------|
| 要支援家庭に対する支援実施率 | 未実施 | 一部実施 | 100% | 保育家庭支援課 |
| 実施箇所数「センター型」 | 2園 | 6園 | 6園 | 保育家庭支援課 |
| 「相談・交流型」 | 7園 | 8園 | 10園 | |
| 「全園型」 | 0園 | 0園 | 99園 | |
| 実施箇所数 | | 61園 | 全園 (88園) | 保育家庭支援課 |
| 相談員数 | 2人 | 2人 | 4人 | 保育家庭支援課 |
| 計画策定地区数 | 未実施 | 6地区 | 全地区 (32地区) | 厚生課 |
| 地域福祉ワーカー設置地区数 | 未実施 | 16地区 | 全地区 (32地区) | 厚生課 |
| 提供会員数 | 152人 | 245人 | 300人 | 保育家庭支援課 |
| 依頼会員数 | 649人 | 1,160人 | 1,500人 | |
| 両方会員数 | 151人 | 168人 | 200人 | |
| 協賛店舗数 | 未実施 | 509店舗 | 市内協賛店 1,100店舗 | 保育家庭支援課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催されるイベント等に気軽に参加する。 ・隣近所の人と積極的にあいさつをする。 ・困った事があったら、誰かに相談する。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どものいる家庭の様子を温かく見守る。 ・子ども連れには気軽に声をかける。 ・子育てを支援する団体等の活動に積極的に参加する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てを支援する団体等の活動を応援し、協力する。 |

イ 児童の健全育成

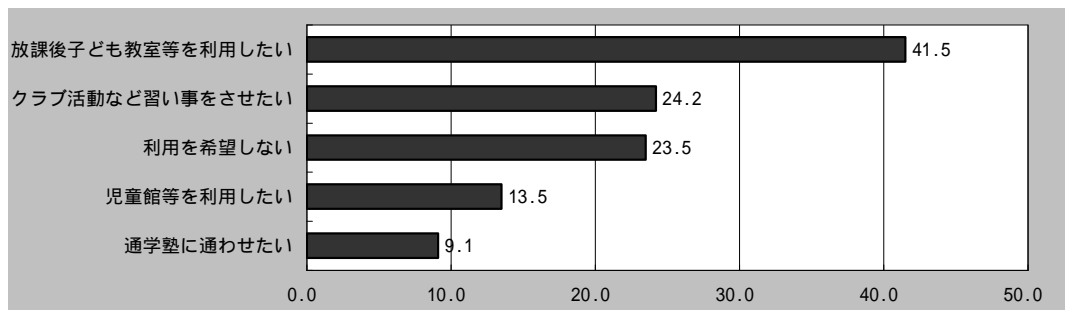
【現況と課題】

ニーズ調査の結果をはじめ次世代育成支援対策協議会等からも、世代間や子ども同士での交流、地域の自然とふれあう機会など、地域資源を生かしたさまざまな交流・体験機会の充実を求める声が多く聞かれます。

しかしながら、昨今の治安状況から子どもだけで外で自由に遊ばせることへの不安の声も多く、放課後等に安心して遊ぶことのできる居場所づくりが課題となります。

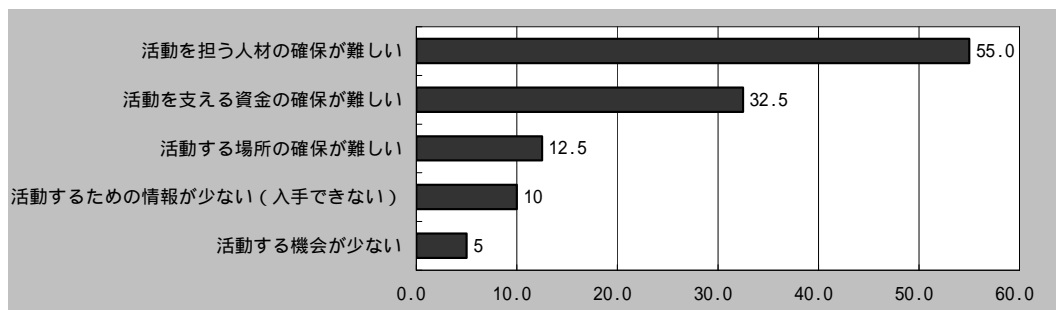
また、交流活動や体験機会を牽引するリーダーの確保が求められます。安心して子どもを任せられるリーダーの質の向上とあわせて、多くの子どもを預かるリーダーの負担軽減も図っていくことも必要です。

[小学校4年生以降の放課後の過ごし方（希望）]



(子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度)

[地域活動団体において課題となっていること]



(次世代育成支援行動計画策定に関する団体アンケート調査 平成21年度)

【施策の方向性】

子どもが安心して過ごせる場の確保に努めます。特に、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする「放課後子どもプラン」を推進し、放課後等における子どもの居場所の確保と地域交流を促進します。

地域資源を生かした様々な交流・体験活動を担う指導者の確保と質の向上を図ります。

青少年の健全育成については、関係機関との連携とあわせて、保護者や一般市民に対する周知と意識啓発を進めます。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-----------------------|---------|------------------|--------|
| 放課後子どもプランを実施している小学校区数 | 4 校区 | 全小学校区 (56 校区) | 市統計データ |
| 施策に対する市民満足度 | (30.0%) | 増加 | ニーズ調査 |

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み)

| | 事業名 | 事業概要 |
|----|------------------|---|
| 22 | 放課後子どもプランの推進(再掲) | ・留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする「放課後子どもプラン」を推進し、放課後等における子どもの居場所の確保と地域交流を促進します。 |
| 23 | 成人指導者養成 | ・子ども会活動に関心を持つ成人を対象に、手作り工作技能やレクリエーション、青少年育成知識等の研修を行い、地区行事への派遣により、子ども会活動の活性化を図ります。 |
| 24 | 子ども会リーダー養成 | ・子どもたちの自主性や創造性を養う「子ども会」の子どもリーダーを地域に育てるために、指導・助言をすることができる小学校5年生から高校3年生を対象にしたサブ・ジュニア・シニアの各リーダーを養成し、育成会行事等に派遣を行いません。 |

【主な継続事業】

| | |
|-----------------------|--|
| 母親クラブの活動の推進 | 児童館等を拠点とし、主に留守家庭児童の親代わりとなる活動を行うことを目的に、地域住民が参画して組織する母親クラブの設置を推進します。 |
| 動く子ども広場「すこやか号」 | 遊び道具や工作用具の貸し出しを行うことで子ども会活動を支援し、子どもの社会性・自主性・創造性を育てます。 |
| 子どもキャンプのつどい | 小中学生の子どもたちが、豊かな自然のなかでの原体験を通して、心身を鍛え、豊かな人間性を育む機会として、夏休み期間中に子どもキャンプを実施します。 |
| こども自然体験 | 市内の中間教室に通所する児童や生徒を対象として、自然体験や交流体験等を通して、自立心や責任感を養い、自主性、社会性の育成を図ります。 |
| 青少年錬成センターの運営 | 心身ともに健全な、明るく、たくましい青少年の育成を図るための活動拠点として、宿泊型体験施設を運営します。 |
| 少年科学センターの運営 | 将来を担う子どもたちに科学に関連する機器を展示し、遊びの中に科学する芽を養い、新鮮な驚きと楽しい雰囲気によって、潜在的興味を喚起できる体験施設を運営します。 |
| スポーツ教室の開催 | 2歳及び3歳になる幼児とその保護者を対象とした「親子体力づくり教室」を開講します。 |
| 図書館事業 | 「おはなし会」を開催し、幼児・児童向けの絵本の読み聞かせを充実します。 |
| 青少年健全育成に関する広報・啓発活動の推進 | 広く一般の市民に対し、非行問題に関する各種情報の提供と啓発活動を行い、青少年の健全育成に対する理解と関心を高めます。 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|------------|----------|----------|------------------|-------|
| 実施校区数 | 未実施 | 4 校区 | 全小学校区 (56 校区) | 生涯学習課 |
| 養成講座延べ受講人数 | 93 人 | 78 人 | 100 人 | 生涯学習課 |
| 養成講座延べ受講人数 | 68 人 | 173 人 | 200 人 | 生涯学習課 |

| | |
|-------------------------|--|
| 巡回指導活動の推進 | 市内の各種娯楽施設や商業施設等を中心に巡回し、少年の問題行動を早期かつ軽微のうちに発見し、愛情のこもった声掛け等を行なうことで、青少年を健全な方向に導きます。 |
| 長野市青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施 | 長野市青少年保護育成条例に基づく、有害図書類取扱店や自動販売機の設置場所等への立入調査を実施して、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境から青少年を保護します。 |
| 少年相談事業の充実 | 家族や学校、あるいは少年本人から寄せられる悩みごとの相談に応じ、適切な指導助言を行い、必要に応じてたの相談機関等を紹介します。 |
| 児童手当の支給 | 家庭生活の安定と児童の健全育成のため、小学校卒業までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに規則正しい生活習慣を身に付けさせる。 ・いろいろな人と遊び、交流できる機会をつくる。 ・子どもと会話をしっかりする。 ・よいところをしっかりとほめ、間違ったことはしっかり叱る。 ・社会のルールについて話し合う時間をつくる。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・近所の子どもたちに積極的に声をかける。 ・地域に伝わる文化や行事、遊び等を伝えていく。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動を応援し、協力する。 |

ウ 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

ニーズ調査結果をみると、子育て支援情報誌の認知度が低いなど、どのようなサービスがあるか知らない家庭も多いことが伺えます。

個々の家庭状況に応じたきめ細かなサービスを提供していくためには、地域の子育て支援におけるネットワークを形成し、コーディネートしていく機能の強化が必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み、新 = 新規事業)

| | 事業名 | 事業概要 |
|---------|--------------------|--|
| 25 | 子育て支援情報誌の作成 | ・長野市で実施している子育て関連のサービス等を紹介する「子育てガイドブック」を作成します。 |
| 26 | 地域活動団体のネットワーク化への支援 | ・地域で活動している市民団体等の把握と交流促進を図り、ネットワーク化を推進します。 |
| 新 27 | 長野市子育て情報ホームページの作成 | ・市のホームページとは別にホームページを作成し、子育てに関する市のサービスをわかりやすく発信します。 |

【主な継続事業】

【施策の方向性】

自主的な子育て支援活動を行っているサークルやボランティア団体等の横のつながりを促進し、活動の活性化を図るとともに、きめ細かな支援が総合的に提供される体制づくりを推進します。

特に、各地区の子育て支援のネットワークを構築し、地域に根付いた幅広い子育て支援活動がさまざまな連携のもとで活発に行われるよう支援します。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|---------------------------------|-------------------|------------------|--------|
| 子育てに関する「サービスの内容がわからない」と回答した人の割合 | 前 11.4% 小 7.0% | 前 6%以下 小 6%以下 | ニーズ調査 |
| 子育て支援ネットワーク実施地区数 | 未設置 | 32 地区 | 市統計データ |

前...就学前児童保護者 小...小学生児童保護者

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|-------------|----------|----------|----------|---------|
| リニューアルの実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 保育家庭支援課 |
| 研修・交流会の開催回数 | 未実施 | 未実施 | 年 2 回 | 保育家庭支援課 |
| ホームページの開設 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 保育家庭支援課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する情報を積極的に情報収集する。 ・子育て家庭同士、日頃から連絡を取り合う。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援活動を行っている団体同士の交流の場をつくり、情報交換する。 ・合同によるイベントを開催するなど、活動の幅を広げる。 ・活動内容や提供しているサービスを広く情報発信していく。 |

| | |
|-----|-------------------------|
| 事業者 | ・団体同士の交流や情報発信を応援し、協力する。 |
|-----|-------------------------|

基本方針3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

ア 子どもや母親の健康の確保

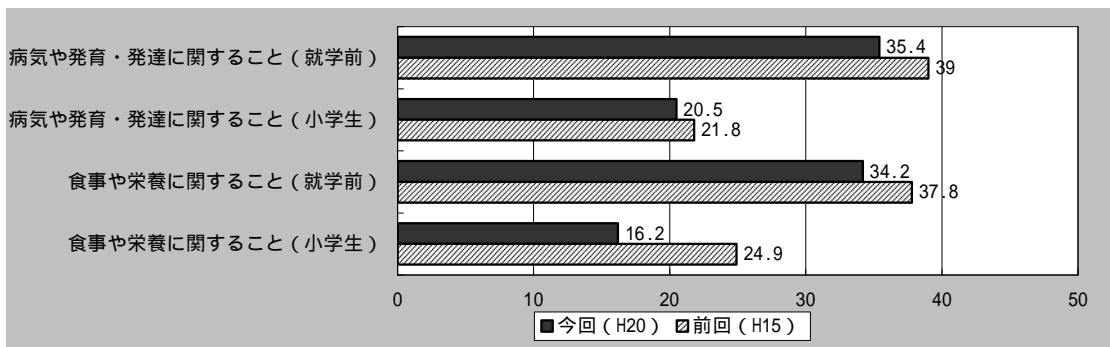
【現況と課題】

母子を対象とした各種健診事業は概ね高い受診率にて実施されており、引き続き、未受診者ゼロを目指した効果的なアプローチが必要です。

相談事業も充実してきており、子育て世帯へのニーズ調査の結果でも子どもの発達や食事等に関して悩みや不安を持つ親の割合が減少してきています。今後は、参加者の増加に対応できる体制の確保が課題となります。

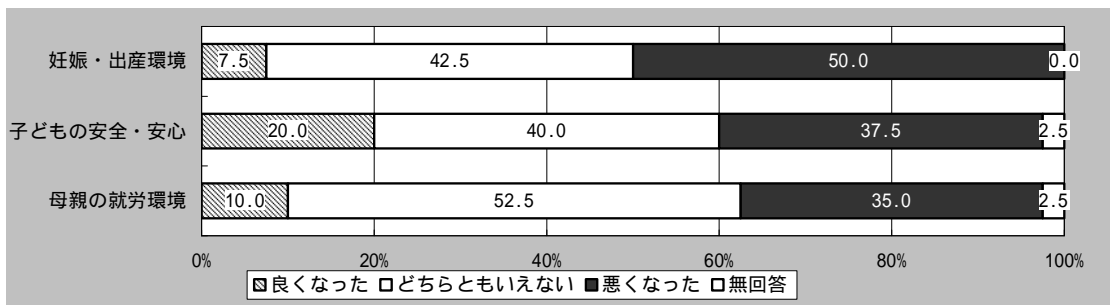
一方、子育て関係団体へのアンケート調査では、5年前と比べて妊娠・出産環境が悪化したと回答した人の割合が高く、医療機関の確保・充実とあわせ、妊産婦の健康増進と不安解消に向けた取り組みが求められています。

[日頃の悩みや気にかかること(関連項目抜粋)]



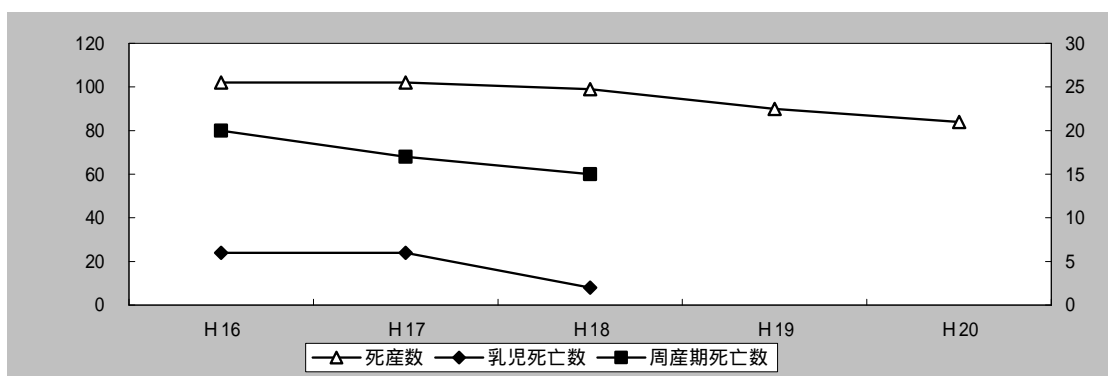
(子育て支援に関するニーズ調査 平成20年度)

[ここ5年間における子育て環境の変化について](再掲)



(次世代育成支援行動計画策定のための団体アンケート調査 平成21年度)

[乳児死亡数・周産期死亡数・死産数の推移]



(人口動態統計)

【施策の方向性】

引き続き、各種健診の充実を図り、特に未受診者へのアプローチを強化します。相談事業や各種教室等については、スタッフの増員や実施場所の確保、開催回数
の拡大など、実施体制の強化を図ります。

妊産婦や乳幼児を抱える親が孤立しないよう、家庭訪問の充実および親同士の交流機会の充実を図ります。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------------------------|--------------|-------|------------|
| 乳児死亡数 | 2人 (H18) | 0人 | 人口動態統計 |
| 周産期死亡数 | 15人 (H18) | 9人以下 | 人口動態統計 |
| 子どもの病気や発育・発達に悩んでいる(気にかかる)人の割合 | 35.4% | 30%以下 | ニーズ調査(就学前) |
| 施策に対する市民満足度 | (47.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

【主な重点事業・拡大事業】

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|--------------|--|
| 28 | マタニティセミナー | ・妊娠・出産のための母体保護に関する知識の普及及び参加者同士のコミュニケーションの促進を図ります。 |
| 29 | はじめまして赤ちゃん事業 | ・生後3か月までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行います。 |
| 30 | 親子よい歯サポート教室 | ・むし歯予防に効果があるフッ化物塗布を児童が体験しさらに親子で歯科検診・ブラッシング実技指導を体験することにより、正しい磨き方・食生活等むし歯予防・歯周疾患予防の習慣付けをします。 |
| 31 | 乳児一般健康診査事業 | ・3か月児から11か月児に対して健康診査を実施し、発育状況の確認及び疾病・障害等の早期発見及び保護者の育児不安を軽減します。 |
| 32 | 4か月健康診査 | ・3か月児から5か月児とその保護者を対象に総合的健康診査を実施することにより、乳児の疾病・障害の早期発見及び保護者の育児不安を軽減します。 |
| 33 | 9～10か月児健康診査 | ・9か月児から10か月児を対象に健康診査を実施することにより、発達の遅れや疾病等の異常の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。 |
| 34 | 1歳6か月児健康診査 | ・1歳6か月児から1歳11か月児と保護者を対象に総合的健康診査を実施することにより、幼児の疾病・障害の早期発見及び保護者の育児不安等を軽減します。 |
| 35 | 3歳児健康診査 | ・3歳児とその保護者に対して総合的健康診査を実施することにより、幼児の疾病・障害の早期発見及び保護者の育児負担等を軽減します。 |

【主な継続事業】

| | |
|-------------|--|
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠届受理時に母体から乳幼児までの健康管理記録と保健指導のために交付します。 |
| 妊婦一般健康診査事業 | 妊婦及び胎児の健康確保のため、医療機関において健康診査を実施します。 |
| 妊産婦訪問 | 妊婦・新生児の健康保持・増進のための援助及び保健指導を実施します。 |
| 赤ちゃんのしおりの配布 | 出生届受理時に各種健診・予防接種の受診票・問診票を一括配布し、事業の周知と受診の勧奨を図ります。 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|----------|----------|----------|----------|-----|
| 参加者数(平日) | 1,050人 | 472人 | 720人 | 健康課 |
| 参加者数(休日) | 未実施 | 376人 | 376人 | |
| 訪問率 | 33% | 65% | 100% | 健康課 |
| 開催回数 | 未実施 | 30回 | 40回 | 健康課 |
| 受診率 | 78.3% | 74.6% | 83% | 健康課 |
| 受診率 | 95.3% | 99.1% | 100% | 健康課 |
| 受診率 | 85.4% | 87.1% | 90% | 健康課 |
| 受診率 | 91.0% | 96.3% | 100% | 健康課 |
| 受診率 | 90.9% | 96.0% | 100% | 健康課 |

産後ケア事業

出産後(退院後)の産婦及び新生児で、特に保健指導を必要とする母子を、医療機関または助産所に一定期間入院(入所)させ、母体の回復や育児不安の軽減を図ります。

健康・育児相談

健康・育児に関する相談に応じます。

特に支援が必要な母子への訪問・相談指導
母子専門相談

心身・環境に問題がある妊産婦・乳幼児とその保護者を対象に不安や悩みを打ち明ける機会を設け、孤立化を防ぎ、疾病等の早期発見に努め、乳幼児の健やかな成長発達と保護者等のストレスの軽減を図ります。

| | |
|---------------|---|
| 未熟児養育医療事業 | 身体の発育が未熟な状態で出生し入院を必要とする乳児に対し、入院養育に必要な医療費の一部を給付します。 |
| 離乳食講習会 | 離乳食の調理実習及び乳幼児の栄養管理講習会を開催します。 |
| 7～8か月児健康教室 | 母親同士のコミュニケーションの促進と乳児期の発達チェックによる障害及び疾病の早期発見を図ります。 |
| 小児慢性特定疾患対策事業 | 国の定める小児慢性特定疾患にかかっている児童に対し、当該疾患の治療に要する医療費の一部または日常生活用具を給付します。 |
| 予防接種の実施 | 乳幼児等を対象にワクチンを接種することにより、感染症に対する免疫の獲得及び発病防止を図ります。 |
| 母子保健推進員事業 | 看護師等有資格者を母子保健推進員に任命し、乳幼児健康診査及び健康教室の補助、未受診者への啓発を図ります。 |
| むし歯予測試験 | 将来的にむし歯になるリスクを発見し、保護者の口腔に対する再認識を図ります。 |
| フッ化物塗布・洗口の推進 | フッ化物の応用は、むし歯予防に有効な手段の一つであることから、永久歯が最もむし歯になりやすい小学校就学前から中学校卒業までの間、集団によるフッ化物洗口を実施するとともに、親子良い歯サポート教室において、フッ化物塗布の体験を通して啓発していくことにより、定期的なフッ化物応用につなげます。 |
| 出前講座による歯科保健啓発 | 保育所・幼稚園・学校等に出向き、歯科健康教育を実施することにより、児童等のむし歯・歯肉炎を予防する生活習慣の改善を図ります。 |
| 乳幼児歯科相談 | 乳幼児の口腔に関する心配事等の相談に応じ、児童のむし歯予防や顎の発育等の健全化を図ります。 |
| 乳幼児発達健診 | 乳幼児健康診査及び健康教室等の結果、精神・行動・言語面等で発達に障害があると疑われる児童に対し、医師等の専門スタッフによる診察、指導を実施します。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 精密健康診査 | 各集団健康診査時に疾病等の疑いがあるとされた乳幼児の専門的・医学的検査を実施します。 |
| 未熟児や障害をもった児童への医療給付事業 | 未熟児や障害を持った児童に対し医療等の給付を行い、児童の健全育成の向上を図ります。 |
| 福祉医療給付事業 | 市民のニーズ、県の動向等を踏まえつつ、対象児童の範囲の拡大を図ります。 |
| 経過観察児フォローアップ事業 | 臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、発達相談員等の専門スタッフが、発達に障害を持つと思われる児童の特性を明らかにして、それらの特性を保護者や施設職員と共有することにより児の持つ個々の能力の発達を促し、社会性を養い、生活する力を伸ばすことに努めます。 |
| すくすく相談 すくすく広場 あそびの教室 | 乳幼児の精神運動発達や言語発達について、保護者の疑問や不安について相談に応じる場を提供し、児に応じた適切な保健指導を行うため、発達相談、経過観察を実施します。 さらに、精神発達・運動機能・行動面や親子関係において何らかの問題が懸念される幼児とその保護者に継続的な集団での課題（あそび）により幼児の発達を促す。また、保護者の育児上の困難さや不安に対して相談を行うことにより、保護者が幼児の状態や障害を受け止められるように努めます。 |
| 2歳児健康教室 | 母親同士のコミュニケーションの促進と幼児期の発達チェックによる障害及び疾病の早期発見を図ります。 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から子どもや親の状況を気にかけて、変化に気づく。 ・ 発達や病気について気軽に相談できる人をつくる。 ・ 健診・検診は必ず受診する。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近所の子どもや親の状況を気にかけて、変化に気づく。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや親の健康づくりを応援し、協力する。 |

イ 「食育」の推進

【現況と課題】

「食育」という言葉が浸透し、その重要性に対する認識も高まっています。学校教育をはじめ、様々な機会を利用しながら食育の具体的実践に向けた取り組みが求められます。

市では、平成19年度に「長野市食育推進計画」を策定し、家庭や保育園・幼稚園、学校における食育の推進に向けた取り組みを示しており、今後もこれらに沿って着実に実行していくことが必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|-------------------------------|--|
| 36 | 学校での食育指導 | ・学校訪問や社会見学、PTA研修会等を含めた食に関する指導を実施し、食育に関する理解・啓発を実施します。 |
| 37 | 地産地消における食育の推進 | ・「長野市地産地消推進計画」に基づき、子どもたちに食と農との関わり、郷土料理や食文化等への関心を高め、食農教育の推進を図ります。 |
| 新38 | ママのための料理教室 (健やかな食習慣親子料理教室) | ・家族の食生活の適正化や子どもの健康保持・増進を図ることを目的に、保健センターにおいて、主として母親と子どもを対象に、管理栄養士による調理実習や講話を行い、乳幼児期の成長発達に必要な食事について学びます。 |
| 新39 | 地域出前講座 (子育ての食育講座) | ・「我が家から始める食育」をテーマに、子どもたち自身の「食」に関する知識と「食」を選択していく力を育てるため、PTAや育成会、保護者等を対象に、地域公民館等において出前講座を開催します。 |

【施策の方向性】

関係機関との連携により、「食」の重要性に対する意識啓発と合わせて、家庭での実践を支援する取り組みを推進します。

地産地消の推進を中心に、「食」の安全・安心や食材に対する知識の普及を図ります。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 「食育」に関心を持っている人の割合 | 76.5% (H19) | 90%以上 (H24) | 「食育」に関するアンケート調査 |
| 子どもの食事や栄養に悩んでいる (気にかかる)人の割合 | 前 34.2% 小 16.2% | 前 29%以下 小 11%以下 | ニーズ調査 |
| 施策に対する市民満足度 | (27.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

前...就学前児童保護者 小...小学生児童保護者

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|---------------------------------------|------------|------------|--------------|----------------|
| 学校での食に関する指導回数 (学校訪問、社会見学、PTA 研修会等) | 1校1回 | 1校1~2回 | 1校3回 (平均) | 学校教育課 保健給食課 |
| 長野市農業祭(地産地消PRイベント)参加者数 | 未実施 | 9,500人 | 12,000人 | 農政課 |
| 開催箇所数 参加者数 | 未実施 未実施 | 6会場 49人 | 12会場 120人 | 健康課 |
| 開催回数 参加者数 | 未実施 未実施 | 未実施 未実施 | 10回 300人 | 健康課 |

【主な継続事業】

| | |
|---------------------------|--|
| <p>食育推進事業</p> | <p>長野市食育推進審議会を定期的を開催し、食育推進計画（20年度～24年度）の進捗管理等を行うとともに、関係機関の協力を得ながら、市民への食育に関する啓発を行うため、食育推進大会の開催及び食育月間における街頭キャンペーンを実施します。</p> |
| <p>農作業体験を通じた「食」への理解促進</p> | <p>学校農園での農作業体験等を通じて、食への理解を促進します。</p> |
| <p>保育園・幼稚園での食育指導</p> | <p>日々の保育活動や給食を通じて、食育の推進を図ります。</p> |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none">・規則正しい食習慣とバランスのよい食事をとる。・地域の食材や食文化、食の安全等について関心を持つ。・なるべく家族揃って楽しく食事をする。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none">・地域に伝わる食文化を伝える。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">・提供する食品の安全管理と情報提供を徹底する。・地域の食材を使った料理を提供する。・農業体験や食育イベント等に協力する。 |

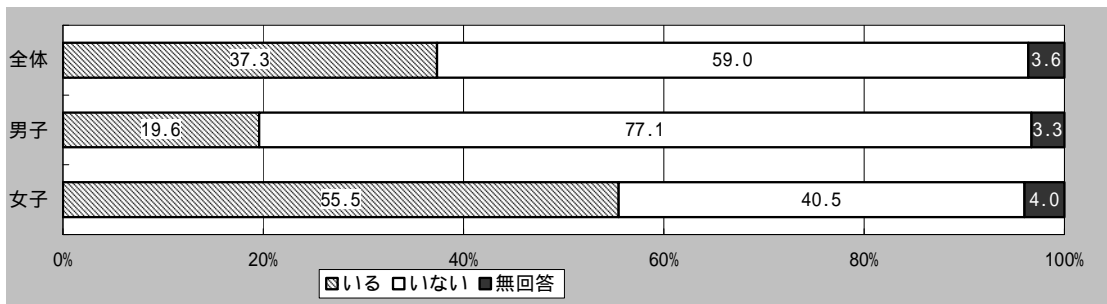
ウ 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期保健については、学校教育が担っている部分が多く、家庭や地域における取り組みの推進が課題となっています。

中高生を対象とした男女共同参画に関するアンケート調査によると、約6割の生徒が性についての悩みを相談できる人が身近にいないと回答しています。保護者への正しい知識の普及や子どもに対する接し方等の習得も必要です。

[性についての悩みを相談できる人が身近にいるか]



(男女がともにつくる社会にむけてのアンケート 平成19年度)

【主な重点事業・拡大事業】

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|-----------------|--|
| 40 | 教職員研修の実施(思春期保健) | ・市教育センターにおいて、思春期保健に係る教職員研修講座を開催し、児童生徒指導に当たった教職員の専門性を高めていきます。 |

【主な継続事業】

| | |
|----------------|--|
| 出前講座 | 思春期から子どもを育てる年齢を中心とした市民に対し、思春期相談や出前講座による思春期保健健康教室の実施及びピアカウンセラー養成講座の開催により、性の健康についての正しい知識の普及と啓発を図ります。 |
| 思春期相談 | |
| 思春期ピアカウンセラーの養成 | |

【施策の方向性】

教育機関および保健機関との連携により、思春期の子ども達の心身の健康づくりを推進する。

家庭における思春期保健対策について、保護者に対する正しい知識の普及や問題への対応方法等を支援する取り組みを行う。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-----------------------------|----------------|-------|--------------------|
| 性についての悩みを相談できる人が身近にいる子どもの割合 | 37.3% (H19) | 43%以上 | 男女共同参画アンケート調査(中学生) |
| 施策に対する市民満足度 | (5.0%) | 増加 | ニーズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|----------------------|----------|----------|-------------|-------|
| 教育センター思春期保健関係研修参加学校数 | | 27校 | 全校 (81校) | 学校教育課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段からコミュニケーションをしっかりとっておく。 ・ 思春期の子ども達の心と体について学習する。 ・ 命の大切さや自分を大切にすることを子どもに伝える。 |
| 地 域 | ・ |
| 事業者 | ・ |

エ 小児医療の充実

【現況と課題】

ニーズ調査結果をみると、医療体制については、医療費の助成対象の拡大を望む声が多く聞かれており、医療費の増加に対応できる持続可能な給付制度の検討が必要です。

また、夜間休日の医療体制の充実を求める意見も多く、その体制強化と合わせて、いざというときの対応方法等の情報提供を行っていくことも必要です。

【主な継続事業】

| | |
|-------------------|---|
| 長野市急病センター管理運営事業 | 夜間の軽症な救急患者に対応するため、急病センターを長野市民病院、厚生連篠ノ井総合病院、厚生連長野松代総合病院に設置し、急患の診療に当たります。 |
| 在宅当番医制事業 | 休日及び夜間の軽症な救急患者に対応するため、長野市医師会及び更級医師会へ委託し、当番制で診療に当たります。 |
| 病院群輪番制病院事業 | 休日及び夜間の重症な救急患者に対応するため、長野赤十字病院、厚生連篠ノ井病院、厚生連松代総合病院、千曲中央病院の四病院による交替制で診療に当たります。 |
| 小児初期救急に関する知識の普及 | 核家族化に伴う育児不安を払拭する対策として、冊子の配布や小さな子供を持つ市民を対象にした小児救急講座を実施します。 |
| 救急医療体制に関する情報提供の充実 | 市のホームページに情報を掲載するほか、緊急医テレホン案内を行います。 |

【施策の方向性】

いざというときに安心して受診できる救急医療体制の充実を図るとともに、夜間休日等に受診できる医療機関や相談窓口についての情報提供の充実を図る。

あわせて、状況に応じて迅速かつ的確な対応ができるよう、保護者や教員、保育士等に対して初期救急に関する知識の普及を図る。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|---------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (32.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つ。 ・夜間・休日に受診できる医療機関を調べておく。 ・初期救急を学び、いざというときに実践できるようにする。 |
| 地 域 | |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の医療体制の充実を図る。 ・夜間・休日の医療に関する情報提供をする。 ・医療ニーズに応じた人材や設備の確保に努める。 |

オ 不妊に対する支援

【現況と課題】

不妊については、夫婦にとって深刻な問題であるとともに、なかなか相談しにくい問題であり、気軽に相談できる場づくりが求められています。

また、不妊治療を続けるには多額の経済的負担のほか、家族や職場など周りの理解も必要となることから、経済的負担の軽減とあわせて、不妊治療に対する理解促進に向けた取り組みも必要です。

【主な継続事業】

| | |
|-----------|---|
| 不妊治療費助成事業 | 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦に対し、当該治療費の一部を助成することにより、高額な治療費に対する経済的な負担を軽減するとともに、子どもを授かることをあきらめざるを得ない夫婦に対し、不妊治療の機会を与えます。 |
| 不妊相談 | 不妊に関する悩みに対し、情報提供するとともに、相談者の悩みを受けとめ、心のケアを図ります。 |

【施策の方向性】

気軽に相談できる体制の整備と周知を図るとともに、不妊治療や医療機関に関する情報提供の充実を図ります。

不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|----------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (7.5%) | 増加 | 二一ズ調査 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・男性も不妊に関する知識と理解を深め、男女が協力し合う。 ・きちんと相談できる相手や医療機関を探す。 |
| 地 域 | |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・不妊に対する理解を深め、治療が続けられる環境をつくる。 ・医療機関は、不妊治療を適切に行うことができる人材と設備の確保に努める。 |

基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

ア 次代の親の育成

【現況と課題】

次代の親を育てるという観点から、長期的な視野に立ち、大人としての自立心と責任感を養うことが必要です。

また、少子化や地域における近隣関係の希薄化等により、乳幼児とふれあう機会が減ってきていますが、ニーズ調査によると、乳幼児とふれあう体験が子育てに役立ったと感じる親は8割を超えており、子どものころから乳幼児とふれあう機会の創出を図ることが必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み、新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|---------|---------------|---|
| 新 41 | 職業体験機会の創出 | ・ 中学校において、職場体験学習を通じて、就業意識の醸成を図ります。 |
| 42 | 乳幼児とふれあう機会の提供 | ・ 保育所等において中学生や高校生が乳幼児と触れ合う機会を提供し、将来の母親・父親の意識づくりを図ります。 |

【主な継続事業】

【施策の方向性】

さまざまな体験を通じて、男女が協力して家庭を築くことの大切さへの理解や職業観の育成を図ります。

乳幼児とふれあう機会を充実させ、将来、子どもを産み育てることへのイメージの醸成を図ります。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|----------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (5.0%) | 増加 | 二一ズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| 職場体験学習実施中学校数 | 全校 (23 校) | 全校 (23 校) | 全校 (25 校) | 学校教育課 |
| 受け入れ保育園数 | | 全園 (86 園) | 全園 (88 園) | 保育家庭支援課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族全員が協力しあう家庭を築き、将来、家庭をもつことに希望が持てるようにする。 ・将来の夢について話す機会をつくる。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・近所の子どもが赤ちゃんとふれあうことができる機会をつくる。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・中高生が職場を見学・体験できる機会を積極的に設ける。 |

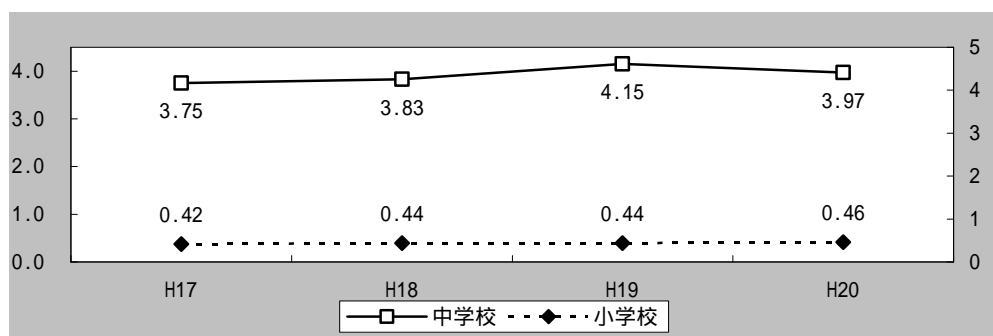
イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校における教育環境等の整備

【現況と課題】

不登校生徒数が中学校で増加してきており、心の教育の推進を一層図っていくことが必要です。

一方、学校を取り巻く環境も変化し、国の調査によると、保護者等への対応が増加したと感じる教員が増えるなど、教員の負担感も増加してきており、地域で学校を支えるしくみも必要となってきました。

[不登校児童・生徒の出現率] (再掲)



(市教育委員会調べ)

【施策の方向性】

児童生徒の基礎学力の向上・定着に取り組むとともに、一人ひとりの発達や個性に応じた指導を行なっていく。

特に、スクールカウンセラーの配置や中間教室の充実、教育相談センターの充実など、児童生徒の心の悩みや問題にきめ細かく対応するための体制強化を図る。また、家庭や地域との信頼関係に基づく連携を強化し、さまざまな体験や学習を通じて「生きる力」を育む教育を推進する。

学校が子どもにとって安心・安全な場所となるよう、施設の耐震強化や不審者対策、感染症予防といった危機管理対策の充実を図る。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|--------------|--------------------|------------------------|----------|
| 不登校児童・生徒 出現率 | 小 0.46% 中 3.97% | 小 0.34%以下 中 2.91%以下 | 市教育委員会統計 |
| 施策に対する市民満足度 | (7.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

小...小学校 中...中学校

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|--------------------|--|
| 43 | 心の教育推進 | ・教育相談センターにおいて、子どもたちの悩みや不安を解消するため、来所、電話相談、学校訪問指導や家庭訪問を実施します。 また、不登校児童生徒の居場所である中間教室において、学習指導等を行うとともに、学校復帰に向けた支援を行います。 |
| 44 | 教職員研修の実施 | ・児童生徒の基礎学力を保障するとともに、生きる力を育むために必要な指導ができるよう教職員の資質・能力の向上を図るため、教職員研修の充実を図ります。 |
| 45 | 外部人材の活用 | ・総合的な学習や特別活動の時間において、専門的な知識・技能をもった地域の人材を講師として招聘し、地域の伝統を学ぶなど、外部人材を活用した多様な教育を進めます。 |
| 46 | 環境教育事業の推進 | ・小中学生を対象に環境学習会を開催するとともに、学校や地域における環境学習のリーダー養成講座を実施します。 |
| 47 | 小・中学校耐震補強事業 | ・耐震診断結果に基づき、優先度に応じた耐震化の目標年次を定め、計画的な耐震補強事業を推進します。 |
| 48 | 地域との連携等開かれた学校運営の推進 | ・学校評議員制度や学校評価制度などの充実に努め、学校が保護者や地域住民と連携し、開かれた学校運営を進めます。 |

【主な継続事業】

| | |
|-----------------|---|
| 小・中学校基礎学力等の向上 | 「全国標準学力調査」及び「生活・学習意識実態調査」を実施し、児童生徒の学力等の実態を的確に把握の上、学習指導の改善、教育課程の改善に活かし、学力の向上に努めます。 |
| 道徳教育の充実 | 道徳の時間等において、道徳教育の目標に基づき計画的、発展的な指導で、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を育成します。 |
| 学校施設の整備 | 児童生徒の増加に伴う校舎の増築や耐震性が確保されていない建物、老朽化している建物等の改築を計画的に実施します。 |
| 学校施設のシックハウス対策 | 建築基準法に基づくシックハウス対策（建材の使用規制、換気設備の設置等）及び学校環境衛生の基準に基づく臨時環境衛生検査（ホルムアルデヒド等6物質）を実施します。 |
| 学校の危機管理マニュアルの整備 | 各学校単位で作成している危機管理マニュアルについて、社会情勢の変化や学校の実情に応じて随時見直しを行い、危機事象発生時の児童生徒の安全確保に努めます。 |

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校における教育環境等の整備

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 不登校出現率(小学校) 不登校出現率(中学校) | 0.54% 3.15% | 0.46% 3.97% | 0.32% 2.73% | 学校教育課 |
| 教職員研修の受講率 | - | 107.8% | 139.6% | 学校教育課 |
| 学校教育活動で活用した外部人材数 | - | 2,011人 | 3,767人 | 学校教育課 |
| 環境学習会参加者数 環境教育指導者養成講座受講者数 | 321人 未実施 | 89人 67人 | 120人 100人 | 環境政策課 |
| 耐震化率 | 49% | 65% | 90% | 教・総務課 |
| 学校評価の実施学校数 | | 6校 | 全校 (81校) | 学校教育課 |

学校人権同和教育の推進

市内の全小中学校を研究指定校とし、研究活動を推進することにより、人権同和教育の推進を図ります。

体験学習の推進

児童生徒に豊かな情操、協調性や生きる力を育むため、自然体験、職場体験などの体験学習を引き続き実施します。

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|---|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習意欲を高める。 ・子どもの変化に気づき、悩みを真剣に受け止める。 ・学校や先生とのコミュニケーションを深め、取り組みを理解する。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・知識や技術を活かして学校運営に協力する。 ・学校行事に積極的に参加し、児童・生徒と交流する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施する行事や授業に協力する。 |

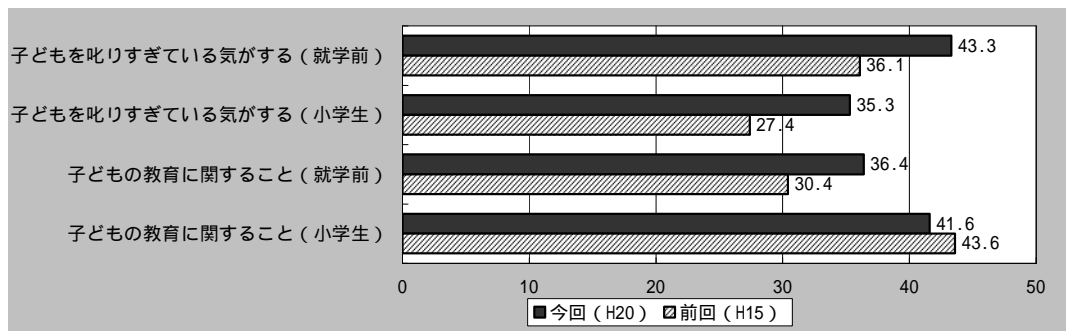
ウ 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

ニーズ調査結果をみると、5年前と比べて子どものしつけや教育に悩みや不安を持つ親が増えてきています。また、家庭教育力の低下を指摘する声もあり、学校をはじめ、地域の各種組織等との連携により、家庭教育に対する支援の充実を図ることが必要です。

公民館等で行われる生涯学習活動においては、主な利用者が高齢者となっており、子どもや若い世代の参加が少ない状況です。ニーズ調査でも、家庭教育に関する学級・講座の認知度や利用度は低く、その周知や利用しやすい実施体制が課題といえます。

[日頃の悩みや気にかかること (関連項目抜粋)]



(子育て支援に関するニーズ調査 平成 20 年度)

【施策の方向性】

学校や生涯学習の場等において、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに保護者等の参加を促進します。

あわせて、地域の指導者やリーダーの育成を図り、子どもたちが地域のなかでさまざまな体験・交流を通じて自立心や協調性等を学ぶ機会の充実を図ります。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 子どもを叱りすぎている気がする と悩む親の割合 | 前 43.3% 小 35.3% | 前 36%以下 小 27%以下 | ニーズ調査 |
| 子どもの教育について悩んでいる (気にかかる)親の割合 | 前 36.4% 小 41.6% | 前 30%以下 小 36%以下 | ニーズ調査 |
| 地域ぐるみで子どもを育てていく 環境があると思う市民の割合 | 36.0% (H19) | 50%以上 | 総合計画の指標にかか る市民アンケート調査 |
| 施策に対する市民満足度 | (20.0%) | 増加 | ニーズ調査 |

前...就学前児童保護者 小...小学生児童保護者

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|------------------|---|
| 49 | 家庭教育力向上事業 | ・小中学校の児童、生徒の保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や学習情報を提供する場の創出を支援し、家庭教育力を高めめます。 |
| 50 | 公民館学級講座 | ・子育て支援、地域や家庭の教育力を高めるための講座を、地域の実情を考慮しながら実施します。 |
| 51 | みどりの少年団活動の支援 | ・みどりの少年団の結成を促進し子供たちの活発な森林活動を支援します。 |
| 52 | 森林体験事業 | ・森林と林業に対する理解を深めるための森林体験活動を推進するとともに、子供たちへの森林環境教育を推進します。 |
| 53 | 放課後子どもプランの推進（再掲） | ・留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする「放課後子どもプラン」を推進し、放課後等における子どもの居場所の確保と地域交流を促進します。 |
| 54 | 成人指導者養成（再掲） | ・子ども会活動に関心を持つ成人を対象に、手作り工作技能やレクリエーション、青少年育成知識等の研修を行い、地区行事への派遣により、子ども会活動の活性化を図ります。 |
| 55 | 子ども会リーダー養成（再掲） | ・子どもたちの自主性や創造性を養う「子ども会」の子どもリーダーを地域に育てるために、指導・助言をすることができる小学校5年生から高校3年生を対象にしたサブ・ジュニア・シニアの各リーダーを養成し、育成会行事等に派遣を行ないます。 |
| 新56 | おひざで絵本事業 | ・乳児からの絵本の読み聞かせの大切さなどを伝えながら、保健所主催の7～8か月児健康教室の際に、乳児及びその保護者に対して絵本を1冊手渡します。 |

【主な継続事業】

| | |
|------------------|--|
| 青少年錬成センターの運営（再掲） | 心身ともに健全な、明るく、たくましい青少年の育成を図るための活動拠点として、宿泊型体験施設を運営します。 |
| 図書館事業（再掲） | 「おはなし会」を開催し、幼児・児童向けの絵本の読み聞かせを充実します。 |
| 少年科学センターの運営（再掲） | 将来を担う子どもたちに科学に関連する機器を展示し、遊びの中に科学する芽を養い、新鮮な驚きと楽しい雰囲気によって、潜在的興味を喚起できる体験施設を運営します。 |
| 母親クラブの活動の推進（再掲） | 児童館等を拠点とし、主に留守家庭児童の親代わりとなる活動を行うことを目的に、地域住民が参画して組織する母親クラブの設置を推進します。 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|--------|----------|----------|------------------|-------|
| 講座開催回数 | 0 回 | 13 回 | 113 回 | 生涯学習課 |
| 実施公民館数 | 16 箇所 | 24 箇所 | 全館(27 箇所) | 生涯学習課 |
| 実施回数 | 159 回 | 226 回 | 253 回 | |
| 少年団支援数 | 11 団 | 20 団 | 25 団 | 森林整備課 |
| 参加者数 | 62 人 | 15,317 人 | 20,000 人 | 森林整備課 |
| 実施校区数 | 未実施 | 4 校区 | 全小学校区 (56 校区) | 生涯学習課 |
| 延べ受講者数 | 93 人 | 78 人 | 100 人 | 生涯学習課 |
| 延べ受講者数 | 68 人 | 173 人 | 200 人 | 生涯学習課 |
| 絵本配付率 | 未実施 | 未実施 | 100% | 生涯学習課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児やしつけについて、自分の親等に積極的に助言を求める。 ・家庭教育に関する講座に参加する。 ・家族で話し合う機会をつくる。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に積極的に声をかける ・子どもがさまざまな体験を通して学ぶことができる機会をつくる。 ・自分が持っている知識や技術を子どもたちに伝える機会をつくる。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する情報やサービスを提供する。 ・地域が実施する子育てイベント等を応援し、協力する。 |

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

不登校の原因のひとつである「いじめ」について、近年ではインターネットのWeb サイト上で展開されるケースも見られます。携帯電話等で簡易に接続できるインターネット上の性や暴力等の有害情報と合わせて、学校・行政等の関係機関と保護者が連携して対応していく必要があります。

【主な継続事業】

| | |
|-----------------------------|--|
| 長野市青少年保護育成条例に基づく立入調査の実施（再掲） | 長野市青少年保護育成条例に基づく、有害図書類取扱店や自動販売機の設置場所等への立入調査を実施して、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境から青少年を保護します。 |
| 情報モラル教育の推進 | 携帯電話やインターネット等における有害情報に起因する少年の非行問題を中心に相談に対応すると共に、高度情報化社会における正しい判断のし方を学ぶ機会を創出します。 |

【施策の方向性】

インターネット等のメディアに溢れる性や暴力等の有害情報にできるだけ子どもが巻き込まれることがないような環境整備を図ります。

学校や家庭において、情報社会におけるモラルを学んだり話し合ったりする機会の創出を図ります。

インターネット上におけるトラブルや悩みを気軽に相談できる窓口を設置し、問題解決に向けた取り組みを行います。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------------------|-----|-------|-----------|
| フィルタリングサービスを使っている子どもの割合 | 未把握 | 10%以上 | 市民アンケート調査 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|---|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが有害な情報に触れないように気をつける。 ・インターネットや携帯電話の使い方のルールを決める。 ・犯罪被害の危険性について子どもに教える。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害情報を見つけた場合、関係機関に連絡・通報する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・健全な成長に影響を与える有害情報をつくらない。 ・子どもが有害情報を得ることができないよう工夫する。 |

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

ア 安全・安心なまちづくりの推進

【現況と課題】

子育てを支援する生活環境として、特に子どもたちが安全に暮らすことができる環境づくりを望む声が多く聞かれます。

公園については、毎年、計画的な整備が実施されていますが、子育て関係団体アンケートなどでは、遊具の安全性や老朽化など、安全面を危惧する意見も多くあります。

また、安心して外出できる環境として、子ども連れでも気軽に立ち寄ることができる場が求められており、歩道の整備やバリアフリー化の計画的な推進と合わせて、子ども連れに対する市民からの理解や外出先での託児サービスなどソフト面での支援も必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|--------------------|--|
| 57 | 公園の防犯及び安全対策 | ・ 子供からお年寄りまで幅広い年代の人々が公園に集い楽しく安全・快適に憩えるよう、ユニバーサルデザイン化の推進や既設遊具の安全点検等、公園利用者の安全確保に努めます。 |
| 58 | 住宅等の耐震化の促進 | ・ 現行の耐震基準に合わない既存建築物の耐震化を図るため、啓発活動や耐震改修計画の認定をします。 耐震診断士を派遣して行う、木造住宅無料耐震診断の促進及び、診断結果を受けて行う耐震補強工事に対し、補助金を交付します。 特定建築物等の耐震診断に対し、補助金を交付します。 |
| 新59 | 公共施設等における託児サービスの実施 | ・ 空きスペース等を活用した託児サービス実施に向けて検討します。 |

【施策の方向性】

子どもや親子が安心して遊ぶことのできる公園等の整備を進めるとともに、地域住民の協力等により、安心して遊ぶことのできる公園づくりを推進します。

安心して外出できる環境づくりをハード・ソフト両面で推進します。

特に、市民に対して妊婦や親子連れに対する理解を促進するとともに、公共施設や商店街、大型商業施設等において空きスペースや空き店舗等を利用した託児サービス等の整備を促進します。

安全な道路環境の整備や交通安全施設、防犯施設の整備など、安全面での整備を計画的に進めます。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|---------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (37.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|--|-------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 都市公園整備面積 | 245.63ha | 277.37ha | 295.48ha | 公園緑地課 |
| 耐震診断の実施件数(簡易診断) (精密診断) (耐震補強工事の補助) | 未実施 未実施 未実施 | 310件 158件 42件 | 600件 250件 45件 | 建築指導課 |
| 事業実施 | 未実施 | 未実施 | 実施 | 保育家庭支援課 |

【主な継続事業】

| | |
|---------------------------------|---|
| 歩道新設事業 | 交通量の多い路線や幅員の狭い道路に対して、拡幅改良を行うことにより、歩車道を分離し歩道を設置します。 |
| 通学路の整備 | 学童の通学途上における交通安全確保向上のため、防護柵設置、区画線整備、路面のカラー舗装等を実施します。 |
| セーフティアップみちづくり事業の推進 | 主に小中学生に対し、通学途上の交通安全を確保するため、カラー舗装、ゆずりあい標識設置、イメージランプ等の整備を実施します。 |
| 交通安全施設の整備 | 見通しの悪い交差点等にカーブミラーを設置します。また、安全な交通確保のため、道路標識や街路灯を設置します。 |
| 交通事故防止対策事業 | 地域住民主体による細街路への白線塗布を実施し、安全で安心して外出できるやさしいまちづくりを推進します。 |
| 防犯灯設置事業・防犯灯維持管理事業（電気料）の補助 | 区が設置する防犯灯の設置に要する経費及び維持管理に要する経費（電気料金）に対し補助します。 |
| ユニバーサルデザインの促進及びシックハウス（室内空気汚染）対策 | 全ての人々が、安全で安心して利用できるユニバーサルデザインの理念を尊重した、公共建築物の整備を進めます。 |
| 道路の交差点における歩車道の段差解消 | 誰もが歩行しやすい歩行空間づくりのため、歩道巻込み部の段差解消や視覚障害者の通行を補助するガイドを設置します。 |
| 人にやさしいまちづくり事業の推進 | すべての人（特に高齢者、身体障害者等）が安全かつ容易に利用できる建築物等の整備について指導・助言を行います。 |
| 公共交通活性化 | 交通不便地域において循環バスを運行し、安全で安心して外出できるやさしいまちづくりを推進します。 |
| 公衆トイレの整備 | 公衆トイレの設備を改善し、子育てに利用しやすく、安全に配慮した設備を整備します。 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

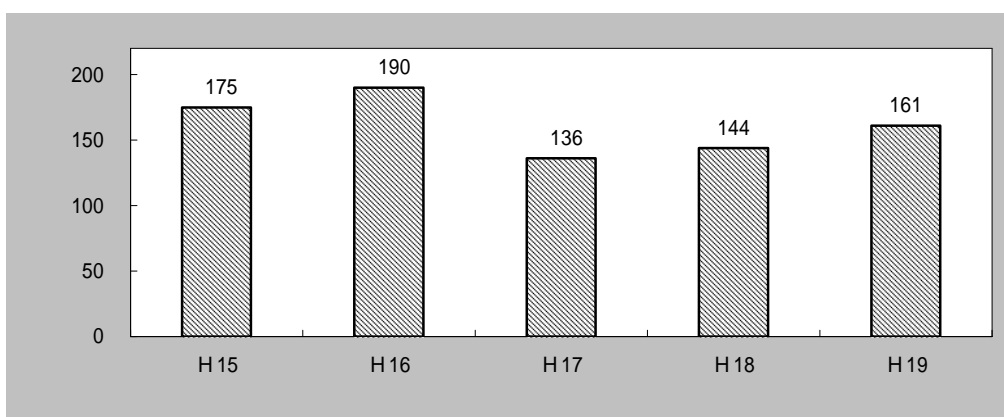
| | |
|-----|--|
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none">・住宅の耐震性を確認し、耐震化をすすめる。・危ない道路や公園を確認し、使わないようにする。・遊具の安全な使い方を子どもに教える。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">・危険な道路や遊具を見つけたら市役所に連絡する。・遊具の危ない使い方を見かけたら注意する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none">・駐車場や社屋、店舗等になるべく死角をつくらない。・親子連れや妊婦に配慮した空間づくりに努める。 |

基本方針6 子ども等の安全の確保

ア 子ども交通安全を確保するための活動の推進

交通安全意識については、子どもころの体験が心に残るとの指摘もあり、引き続き、小中学校での交通安全教育を推進するとともに、あわせて運転者等への意識啓発を進めていく必要がある。

[交通事故発生件数の推移(中学生以下)]



(市統計書)

【主な重点事業・拡大事業】

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|-----------|--|
| 60 | 交通安全教育の実施 | ・ 保育園や学校、地域等で行う交通安全教室等へ講師派遣及び教材の貸し出しを行い、交通安全に関する正しい知識と交通習慣を身に付けるため指導を行うほか、小学生低学年用と高学年用の交通安全読本を作成・配布し、学校や家庭での意識啓発を図ります。 |

【主な継続事業】

交通安全推進フェアの開催

交通安全を呼びかける交通安全推進フェアを開催し、交通事故の防止に向けた交通安全に対する正しい知識の普及と意識啓発を図ります。

【施策の方向性】

子どもから交通安全意識を醸成するため、小中学校における交通安全教育を推進する。

あわせて、自転車や自動車運転者に対する交通安全意識の啓発と正しい知識の普及を図る。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|----------------|---------------|--------|--------|
| 中学生以下の交通事故発生件数 | 161件 (H19) | 120件以下 | 市統計データ |
| 施策に対する市民満足度 | (40.0%) | 増加 | ニーズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|--------|----------|----------|----------|-------|
| 講師派遣回数 | 82回 | 151回 | 180回 | 交通政策課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに交通ルールを教え、親もきちんと守る。 ・チャイルドシートや自転車ヘルメットの着用などの安全用具をつける。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や自転車を運転する際、子どもの動向に気を付ける。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車や自転車を運転する際、子どもの動向に気を付ける。 ・交通安全活動に協力する。 |

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現況と課題】

近年は不審者が多く、子どもが犯罪に巻き込まれないか不安を感じる親も多くなっています。子どものみとなる登下校時や放課後などは地域全体で子どもの安全を見守る体制づくりが必要です。

また、国の統計によると、近年、インターネットを利用した犯罪も増加してきており、子どもが犯罪被害に遭わないためにも家庭や関係機関の連携による対策とあわせて、子ども自身が犯罪に巻き込まれないような対応を身に付けていくことが必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|----------|--|
| 新61 | 不審者情報の共有 | ・不審者情報、危害獣出没情報を、学校安心・安全ネットワークで配信し、学校、保護者等の関係者で迅速に共有し、被害の防止に努めます。 |

【主な継続事業】

| | |
|---------------------|--|
| 学校の危機管理マニュアルの整備(再掲) | 各学校単位で作成している危機管理マニュアルについて、社会情勢の変化や学校の実情に応じて随時見直しを行い、危機事象発生時の児童生徒の安全確保に努めます。 |
| 防犯パトロール活動の促進 | 青色回転等を支所庁用車へ装備し、地区が実施する自主防犯パトロールを支援するとともに、犯罪のないすみよいまちづくりに努めます。 |
| 情報モラル教育の推進(再掲) | 携帯電話やインターネット等における有害情報に起因する少年の非行問題を中心に相談に対応すると共に、高度情報化社会における正しい判断し方を学ぶ機会を創出します。 |

【施策の方向性】

関係機関が連携し、防犯に関する情報提供、情報共有を促進することで、家庭・地域・学校等における自主的な防犯活動を促進します。

子どもを対象に、自らを守るための知識や行動を習得するための機会の充実を図るとともに、親を対象とした防犯講座を開催し、家庭における防犯対策を促進します。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|---------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (25.0%) | 増加 | 二一ズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|-----------------|----------|----------|----------|-------|
| 安心・安全ネットワークの加入率 | 未実施 | 55% | 70% | 学校教育課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの外出時はなるべく目を離さないようにする。 ・不審者への対応や逃げ方など、身を守る方法を子どもに教える。 ・犯罪の危険性を子どもに教える。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもだけで歩いたり遊んだりしていたら気にかける。 ・防犯パトロールなど子どもの見守り活動に参加する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を助長する環境等をなくす取り組みをすすめる。 |

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

【現況と課題】

犯罪やいじめ等の被害にあった子どもは心身に大きな傷を負い、そのことを誰にも相談できずにいる場合もあります。

特に、最近ではインターネットや携帯サイトによるいじめなど、発覚しにくいケースも多く、被害にあった子どもが勇気を出して話すことができる相談相手が必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|------------|---|
| 62 | 心の教育推進(再掲) | <p>・教育相談センターにおいて、子どもたちの悩みや不安を解消するため、来所、電話相談、学校訪問指導や家庭訪問を実施します。</p> <p>また、不登校児童生徒の居場所である中間教室において、学習指導等を行うとともに、学校復帰に向けた支援を行います。</p> |

【主な継続事業】

| | |
|--------------------|--|
| 県との連携によるカウンセリングの推進 | 犯罪やいじめ、児童虐待等の被害を受けた児童生徒の精神的なダメージを軽減するため、県で配置しているスクールカウンセラーと連携を図ります。 |
| 情報モラル教育の推進(再掲) | 携帯電話やインターネット等における有害情報に起因する少年の非行問題を中心に相談に対応すると共に、高度情報化社会における正しい判断し方を学ぶ機会を創出します。 |

【施策の方向性】

犯罪やいじめ等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言など、県と連携しながら取り組みます。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|----------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (5.0%) | 増加 | ニーズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|---------------|------------|----------------|----------------|-------|
| 不登校出現率(小学校) | 0.54% | | | 学校教育課 |
| 不登校出現率(中学校) | 3.15% | | | |
| | | 0.46% 3.97% | 0.32% 2.73% | |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|---|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族は被害に遭った子どもを全力で支える。 ・信頼できる人や機関に相談する。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要以上に情報を他人に伝えない。 |
| 事業者 | |

基本方針7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

ア 児童虐待防止対策の充実

【現況と課題】

児童虐待については、その行為が密室等で行われている場合が多く、また、虐待かしつけかの線引きが明確ではないため、早期発見・早期対応が困難な場合も多くなっています。

また、虐待する側においても、どのように育ててよいか分からない、子育ての孤立化、育児ストレス等の問題を抱えているケースも多いことから、虐待の早期発見・早期対応とあわせて、孤立化防止や相談体制の強化等により、虐待を防ぐ取り組みも必要です。

【主な重点事業・拡大事業】

(重点的な取り組み、新 = 新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|---------|------------------|---|
| 63 | 長野市要保護児童対策協議会の運営 | ・組織体制を充実し、関係機関による連携・情報共有を推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。 |
| 64 | 児童相談体制の充実 | ・虐待通報への対応、関係機関との連絡調整、個別ケースに対する状況把握等をより積極的に行うため、職員体制の充実を検討します。 |
| 65 | 養育支援訪問事業(再掲) | ・要支援児童等の居宅において、保健師等による技術支援や育児支援訪問員による育児や家事支援等を実施します。 |
| 新 66 | 児童虐待に対する専門性の向上 | ・児童関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。 |
| 新 67 | 児童虐待防止法の周知 | ・市民が虐待について理解し、その疑いがある場合に通報してもらうため、全戸対象のチラシ配布により周知を図ります。 |

【施策の方向性】

さまざまな機会を通じて支援を必要とする家庭の把握に努め、関係機関が連携して状況に応じた適切な支援を行うとともに、虐待が発見された場合に、子どもの安全を最優先とした迅速な対応が取れる体制を確立します。

あわせて、関係者や市民に対し、虐待に対する理解促進や児童虐待防止法の趣旨についての周知を図り、通報による早期発見につなげます。

家庭訪問等の充実を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、虐待に対する認識を高め、虐待の未然防止に努めます。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|------------------------------|------------------|------------------|-------|
| 子どもに対して手をあげたり世話をしなかったりする親の割合 | 前 9.3% 小 3.7% | 前 7%以下 小 2%以下 | 二一ズ調査 |
| 施策に対する市民満足度 | (7.5%) | 増加 | 二一ズ調査 |

前...就学前児童保護者 小...小学生児童保護者

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|----------------------|----------|----------|----------|---------|
| 実務担当者会議開催回数 | 未実施 | 2回 | 6回 | 保育家庭支援課 |
| 職員数 | 未実施 | 2人 | 5人 | 保育家庭支援課 |
| 要支援家庭に対する支援実施率 | 未実施 | 一部実施 | 100% | 保育家庭支援課 |
| 児童委員・保育園・学校等への研修開催回数 | 未実施 | 1回 | 3回 | 保育家庭支援課 |
| 全戸へのチラシの配布 | 未実施 | 未実施 | 年1回 | 保育家庭支援課 |

【主な継続事業】

民生・児童委員、主任児童委員活動の促進

民生・児童委員及び主任児童委員の虐待への対応力向上のための研修内容見直し、地域や学校等の関係者との情報交換や協力体制等の強化を図ります。

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとりだけで抱え込まず、家族が協力して育児を行う。 ・虐待についての認識を深める。 ・子どもの発達過程に関する知識を学ぶ。 ・ストレスを感じたら積極的にリフレッシュする。 ・悩みを言い合える仲間を見つける。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待が疑われる状況を見つけた場合、児童相談所等に通報する。 ・近所の親子に積極的に声をかける。 ・子育て家庭同士が交流し、仲間をつくることのできる場をつくる。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待が疑われる状況を見つけた場合、児童相談所等に通報する。 ・虐待に関する知識を得ることができる機会や情報を提供する。 ・虐待防止に向けた活動やイベントを応援し、協力する。 |

イ 母子家庭等の自立支援の推進

【現況と課題】

母子世帯数は増加傾向にあります。資金面での支援とともに、経済的自立支援をはじめ、母子家庭の自立を支える環境整備が必要です。

一方、父子家庭も割合は低いものの増加傾向にあり、近年の経済不況等の影響で父子家庭がおかれている状況も厳しいことから、ニーズに応じた支援が必要になってきています。

【主な重点事業・拡大事業】

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|--------------------|---|
| 68 | 特定求職者雇用促進奨励金制度（再掲） | ・特定求職者（若年者、障害者、母子家庭の母等）の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。 |

【主な継続事業】

| | |
|-----------------|---|
| 母子家庭の就職の支援 | 母子家庭の母の自立支援のため、就業に必要な知識や技能を修得させ、就業を促進します。 |
| 母子相談員の設置 | 配偶者のいない女性で、児童を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。 |
| 児童扶養手当の支給 | 離婚等により、父と生計を別にしている18歳までの児童を養育している母または養育者に、児童扶養手当を支給します。 |
| 母子寡婦福祉資金の貸付 | 母子及び寡婦福祉法に基づき、母子及び寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図ることを目的とした福祉貸付金です。 |
| 母子家庭等児童への援護金の支給 | 通学定期を購入して鉄道及び路線バスで高等学校へ通学している児童がいる母子家庭の母親へ通学費の半額を支給します。 |
| 母子休養ホームの運営 | 孤立しがちな母子家庭や寡婦同士の交流機会を設ける場所として、母子休養ホームを管理運営します。 |

【施策の方向性】

資金的な支援とあわせ、生活相談や就労支援など自立に向けた支援の充実を図ります。

特に、母子家庭の就職支援については、その制度の周知を図り、利用を促進します。また、父子家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を講じます。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|--------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (7.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|------|----------|----------|----------|-------|
| 交付件数 | 14件 | 8件 | 20件 | 産業政策課 |

一日父親・母子休養事業

夏期の海水浴を通じ、日頃からレクリエーションの機会に恵まれない母子家庭等に、親子のふれあいと交流の機会を提供します。

母子生活支援施設の運営

DVを目撃することも児童虐待となるため、DV被害を受けた母子の生活を支援する施設を継続的に運営します。

長野市遺児等激励金給付事業

父母が死亡または障害者となった時と、小中学校入学時及び中学校卒業時に激励金を支給し、遺児等を激励します。

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|--|
| 家 庭 | ・母子家庭等への支援に関する情報収集し、活用する。 |
| 地 域 | |
| 事業者 | ・母子家庭の母親の就業の場を確保する。 ・多様な働き方ができるよう職場環境を整備する。 |

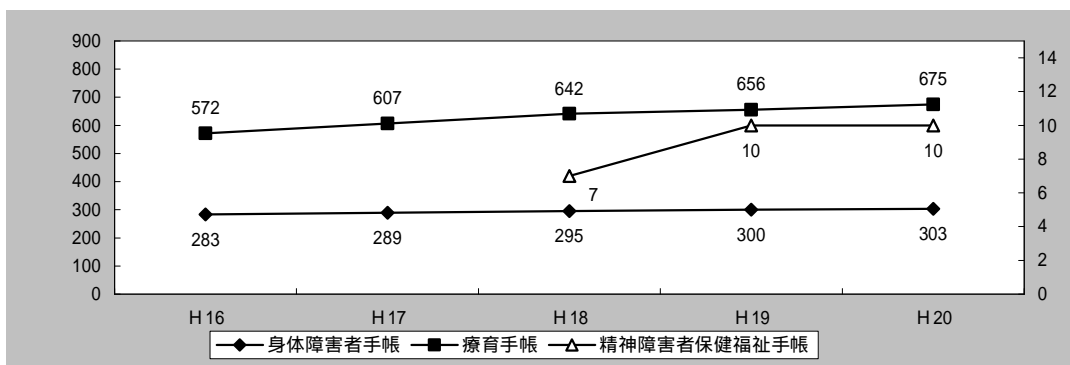
ウ 障害児施策の充実

【現況と課題】

障害者手帳を所持する子どものほか、発達障害など特別な支援が必要な子どもも増えてきており、制度上確立された福祉サービスのみならず、一人ひとりの状況に応じた支援と社会参加や自立に向けた取り組みが求められています。

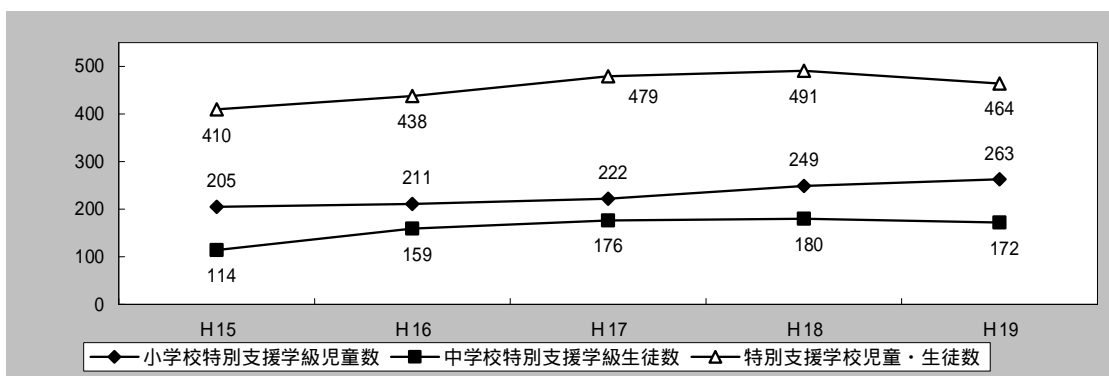
支援が必要な子どもを地域全体で支えていくためにも、障害について理解していく必要があります。

[18歳未満の障害者手帳所持者数]



(市障害福祉課調べ)

[特別支援学校・学級児童数]



(学校基本調査)

【施策の方向性】

障害福祉サービスの充実及び経済的負担の軽減を図るとともに、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

市民の障害に対する理解を深め、共に地域で暮らしていくことができる環境づくりを推進します。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|----------|-----|-------|
| 施策に対する市民満足度 | (7.5%) | 増加 | ニーズ調査 |

【主な重点事業・拡大事業】

(新=新規事業)

| No | 事業名 | 事業概要 |
|-----|--------------------|---|
| 69 | ケアプランナーの育成と設置 | ・障害児やその家族の相談を受け、福祉サービス利用の具体的な計画を作成し地域での生活を支援します。 |
| 70 | 障害児自立サポート事業 | ・在宅の障害児の生活の自立を支援し、保護者の介護に係る負担軽減を図るため放課後休日の支援・外出の支援をします。 |
| 71 | 特定求職者雇用促進奨励金制度（再掲） | ・特定求職者（若年者、障害者、母子家庭の母等）の常用雇用の促進を図るため、事業主に奨励金を交付します。 |
| 72 | 特別支援教育の充実 | ・障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、特別支援教育支援員を配置するなど必要な指導・支援を行います。 |
| 新73 | 障害者（児）施設医療ケア事業 | ・在宅の重症障害児に通所施設において医療ケアを行うために看護師等を確保した場合に助成をします。 |
| 新74 | 短期入所行動障害児援護事業 | ・強度行動障害のある障害児を短期入所施設で預かり保護者の介護負担の軽減を図るため加配した職員の経費の一部を負担します。 |

【主な継続事業】

| | |
|----------------|---|
| 在宅サービスの充実 | 在宅でホームヘルパーが介護や家事などの日常生活の援助を行います。 |
| 日中活動の場の確保・充実 | 児童ディサービスにおいて日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。 |
| 施設入所サービスの充実 | 18歳未満の身体障害児又は知的障害児で、介護が必要な児童を介護者が介護ができない場合、短期間施設に入所して介護を行います。 |
| 障害児保育料補助事業 | 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている児童を保育所に通所させている者に保育料の補助をします。 |
| 重度心身障害児福祉年金の給付 | 基準日において、市内に6か月以上居住している20歳未満の障害児の保護者に、障害の程度により福祉年金を支給します。 |
| 特別児童扶養手当の支給 | 国民年金法別表1・2級程度の障害のある児童の福祉の向上に役立てるため、その児童の養育者に毎月支給します。 |
| 障害児福祉手当の支給 | 身体障害者手帳1級及び2級の一部並びに療育手帳の一部に該当する者に、障害児福祉手当を支給します。 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|-----------------|----------|----------|----------|-------|
| ケアプランナー数 | 2人 | 81人 | 90人 | 障害福祉課 |
| ケアプラン作成数 | - | 928件 | 990件 | |
| 利用者数 | 165人 | 443人 | 600人 | 障害福祉課 |
| 交付件数 | 14件 | 8件 | 20件 | 産業政策課 |
| 特別支援教育支援員の配置学校数 | 未実施 | 60校 | 全校(81校) | 学校教育課 |
| 特別支援連携会議の開催回数 | 未実施 | 3回 | 12回 | |
| 利用者数 | 未実施 | 8人 | 12人 | 障害福祉課 |
| 利用回数 | 未実施 | 540泊 | 600泊 | 障害福祉課 |

障害児日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害児・重度知的障害児に対し日常生活の便宜を図るための用具を給付し、福祉の増進を図ります。

障害児補装具の交付

18歳未満の身体障害児へ身体機能を補い、自立と社会参加を促進するため補装具の交付を行います。

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|---|
| 家 庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害についての正しい知識と理解を深める。 ・ 障害児に対する支援やサービスの情報を収集し、積極的に活用する。 |
| 地 域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に対する理解を深め、偏見をなくす。 ・ 障害のある子どもと触れ合う機会に積極的に参加する。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもが暮らしやすい空間づくりを推進する。 |

エ その他

【現況と課題】

現在、市内の外国人児童・生徒は、小学生で100名前後、中学生で50名前後在籍しています。

グローバル化の進展とともに、市内の外国人登録者数もここ数年は増加傾向にあり、今後も外国人児童・生徒の増加が予想されることから、必要な支援の充実を図る必要があります。

【主な重点事業・拡大事業】

| No | 事業名 | 事業概要 |
|----|-------------------------|---|
| 75 | 外国籍等児童生徒教育 | ・外国籍や帰国児童生徒の日常生活や学校生活への適応を図るため、小中学校へ日本語指導員を派遣し、日本語の指導や生活面に関わる相談・支援をします。 |
| 76 | 中国帰国者への相談窓口の開設と生活指導員の配置 | ・早期に自立・定着できるよう、中国帰国者を対象として各種相談等を受け、問題解決のための適切な指導を実施するとともに、中国帰国者が多数居住する地区毎に生活指導員を配置し、小・中学校からの連絡、通知等の通訳や日常生活等における諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導をします。 |

【施策の方向性】

関係機関と連携しながら、援助が必要な家庭を把握し、ニーズに応じた支援の充実に努めます。

成果指標

| 指 標 | 基準値 | 目標値 | 算出根拠 |
|-------------|-----|-------|-------|
| 施策に対する市民満足度 | 未把握 | 30%以上 | ニーズ調査 |

| 指 標 | 基準値(H15) | 基準値(H20) | 目標値(H26) | 担当課 |
|-------------|----------|----------|----------|-------|
| 日本語指導員母語対応率 | | 98% | 100% | 学校教育課 |
| 生活指導員数 | 12人 | 12人 | 15人 | 厚生課 |

【家庭・地域・事業者に期待する役割】

| | |
|-----|------------------------|
| 家 庭 | |
| 地 域 | ・外国人の親子にも積極的に声をかける。 |
| 事業者 | ・外国人向けパンフレットなどで情報提供する。 |

第5章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内組織により年度ごとに事業実施状況および目標達成度を確認、内部評価するとともに、「長野市次世代育成支援対策協議会」において外部評価を行い、評価結果を計画の推進に反映させていきます。

また、評価結果についてホームページ等を通じて市民・地域・事業者等に公表し、意見を聴取することで、実効性の確保と協働による計画推進を図ります。

イメージ図を挿入予定